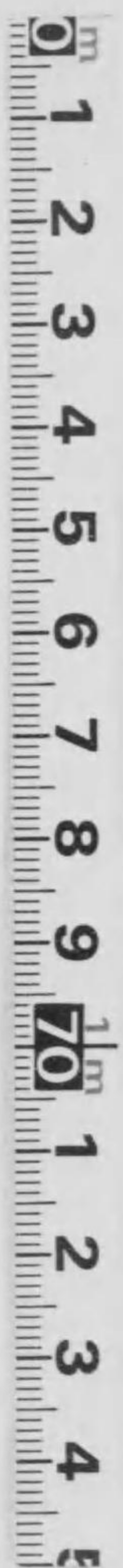


刑法各論

全

14
757



始



74
757

京都帝國大學
教授

瀧川幸辰講述

(非賣品)

刑法各論 全

大正十四年度
京都帝國大學
法學部講義



刑法
各論
全

京都帝國大學
教授
瀧川幸辰講述
(非賣品)

大正十四年度
京都帝國大學
法學部講義

大正
14. 9. 2
內交

14-757

刑法各論 目次

緒論

第一章

個人ノ法益ニ對スル罪

第二章

生命身体ニ對スル罪

第三章

殺人罪

第四章

傷害罪

第五章

墮胎罪

第六章

遺棄罪

第七章

暴行罪

第八章

自由ニ對スル罪

第九章

逮捕監禁罪

第十章

脅迫罪

1

一三三三三三八〇五七九〇

第三章 暴取及誘拐罪
 第四章 強姦罪
 第五章 強制猥褻罪
 第六章 日常生活ノ平穩ヲ害スル罪
 第七章 住居侵入罪
 第八章 秘密ヲ犯スル罪
 第九章 名誉及信用ヲ害スル罪
 第十章 名誉ヲ毀損スル罪
 第十一章 信用及業務ヲ害スル罪
 第十二章 財産ニ對スル罪
 第十三章 竊盜罪
 第十四章 強盜罪
 第十五章 横領罪
 第十六章 毀棄罪
 第十七章 詐欺罪

二二
 二四
 二六
 二七
 二七
 二八
 三一
 三一
 三一
 三五
 三五
 四二
 四六
 五二
 五六

第十六章 恐喝罪
 第十七章 贓物ニ関スル罪
 第十八章 背任罪
 第十九章 社會ノ法益ニ對スル罪
 第二十章 偽造罪
 第二十一章 通貨偽造罪
 第二十二章 文書偽造罪
 第二十三章 印章偽造罪
 第二十四章 有價證券偽造罪
 第二十五章 公務ニ関スル罪
 第二十六章 公務執行妨害罪
 第二十七章 犯人藏匿罪
 第二十八章 證憑湮滅罪
 第二十九章 逃走罪
 第三十章 偽證罪

六〇
 六六
 六六
 六九
 六九
 六九
 六九
 七五
 八二
 八四
 八四
 八六
 八六
 八九
 八九
 九三
 九八

刑法各論 目次 終り

第 五 章	飲料水ニ関スル罪	一 二 八
第 一 章	國家ノ成立ニ対スル罪	一 二 九
第 二 章	内乱ニ関スル罪	一 二 九
第 三 章	外患ニ関スル罪	一 三 〇
第 四 章	國交ニ関スル罪	一 三 〇
第 四 章	皇室ニ関スル罪	一 三 四

第 六 章	誣告罪	一 〇 〇
第 三 章	横職罪	一 〇 〇
第 一 章	職權濫用罪	一 〇 〇
第 二 章	賄賂罪	一 〇 〇
第 四 章	社會ノ風俗ヲ害スル罪	一 〇 〇
第 一 章	賭博罪	一 〇 〇
第 二 章	禮拜所及墳墓ニ関スル罪	一 〇 〇
第 三 章	猥褻罪	一 〇 〇
第 四 章	姦通及重婚ノ罪	一 〇 〇
第 五 章	公安ヲ害スル罪	一 〇 〇
第 六 章	公共危險罪	一 〇 〇
第 一 章	放火罪	一 〇 〇
第 二 章	溢水罪	一 〇 〇
第 三 章	往來妨害罪	一 〇 〇
第 四 章	阿片煙ニ関スル罪	一 〇 〇

刑法各論

京都帝國大學 教授 龍川幸辰 著

緒論



(一) 刑法總論カ犯罪ト刑トニ關スル一般理論ノ研究ヲ目的トスルニ對シ刑
 法各論ハ各個犯罪ノ成立条件ト各個犯罪ニ對スル刑罰ノ理論的研究ヲ目
 的トス。各個犯罪ノ成立条件ハ個々獨立ノモノニ非ス。法益ノ同一類似ヲ
 以テコトニ依リテ互ニ關係ス。刑法各論ノ理論的構成ハ今ノ所犯罪ニ依リ
 テ侵害ヲ受クル法益從テ刑法ニ依リテ保護ヲ受クル法益ヲ元トシテ之
 ヲ組織スル以外ニ確實ナル方法ヲ考ヘ得ス。

(二) 各論ノ組織ハ法典ヲ中心トスルト法律秩序ノ理論的系統ヲ標準トスル
 トニ依リ種々ニ論セラレ得。法典ハ國家ヲ立場ニ重キヲ置ク結果國家
 ニ對スル犯罪ヲ第一ニ規定ス。而シテ理論ト個人ノ法益ノ演繹的基礎ヨ
 リ出發ス。即チ先ツ殺人傷害侮辱等ノ犯罪ヲ論スルカ方法論上合理

緒論

一

的ナリ。刑法規定ノ重要ナクハ犯罪ノ重サハ各論ノ理論的説明ノ標準ニ
ハナラス。

(三) 法益ヲ分チテ個人^及社会ノ法益トスニ依リテ各論ハ先ツニツノ大ナル
種類ニ分タル而シテ犯罪ノ此ノ二種類ハ相互ニ對立シテ他ヲ排斥スルコト
言ニシテ又ハ両者ノ截然タル區別ハ不可能ニシテ右ノ二分類ニシテモ

犯罪ノ重ナル刑法ニ依リ大體ノ區別ヲ立テシノミ、從テ個人ノ法益ニ對
スル侵害又ハ危險ヲ社会全体ニ無關係ニ考フルヲ得ヌ否寧ロ社会全体ノ

利益ニ關係アル場合ノミ個人ノ法益ニ對シテモ刑法的保護カ必要ナリト
ス可キナリ、斯チ犯罪ハ凡テ社会全体ニ關係アル所謂社会ニ對スル犯罪

ノミニ止マラス個人ニ對スル犯罪モ同シク社会全体ニ關係アルヲ如ル
(四) 右ノニ大分類ノ下ニ更ニ犯罪ヲハ自然的近似又ハ内部的關係ニ依リ細

カニ分チ得ルモ勿論之ハ程度ノ問題ニシテ絶對的精密ヲ期待ス可カラズ
(五) 警察犯所罰令違反ハ刑法上ノ犯罪ト越テ異ニス從テ法ノ實際ハ法律ノ

目的ヲ考慮シテ通常之ヲ個有ノ刑法ヨリ除外シテアリ尤モ刑法各論ヲ理
論的ニ説明スルニ當リテハ特ニ必要ニ應シテ此ノ点ニ論及スルコトアリ

論的ニ説明スルニ當リテハ特ニ必要ニ應シテ此ノ点ニ論及スルコトアリ

本論

第一編 個人ノ法益ニ對スル罪

第一章 生命身體ニ對スル罪

殺入罪

(一) 殺人罪ハ人ノ生命ヲ絶ツ行為ニヨリ成立ス

生命ハ在ラユル法益中ニテ最も重要ナルモノナリ、他ノ法益ハ凡テ生
命ノ存在ヲ前提トシテ存ス、此ノ理由ニ依リ殺人罪ハ第一ニ論セラル、

モノナリ、殺人行爲ハ行爲ノ客体タル生命ノ享有者自身ニ於テモ實現サ
レ得ルカ通常吾人カ殺人罪ト云フハ他人ノ生命ヲ絶ツ場合ニシテ而シテ例

ノ多クハ自殺ヲ犯罪ト見ス(罪トナサス)、我刑法モ亦然リ、
(二) 殺人罪ノ客体ハ人ナリ

人ノ始期ハ母体ヨリ独立シテ生存シ得ルニ至リシトキナリ、民法ニ依
レハ産見カ母体ヨリ完全ニ分離セル時始テ人ト認ムルカ刑法上ハ此ノ

標準ニ從テ得ヌ、殺人ノ行爲ハ産見ノ身体ノ一部カ表ハレタル瞬間ニ
殺人罪

殺人罪

実行せし得ルカ故ニ刑法ハ刑法ノ目的ニ從ヒ民法トハ獨立シテ人ノ觀念ヲ定メサル可カラズ。而シテ産兒カ母体ヲ離レツ、アルトキ刑法上人タル資格カ出来得ルナリ。此ノ資格ハ死亡迄繼續ス、生存能力ヲ有スルコトハ殺人罪ノ要件ナラス、即チ瀕死ノ老人病人全然生育ノ見込ナキ奇胎兒モ殺人罪ノ客体タルナリ。

(三) 殺人ノ行爲トシテハ人ノ死ヲ惹キ起スコト又ハ死ヲ促スコトヲ要ス。其ノ方法ハ之ヲ向ハス。

即チ肉体的打撃ヲ與フル場合ノミナラス精神的打撃ニ依ル殺人モ考ヘラレ得。作爲ノミナラス不作爲ニ依ルモ殺人罪ハ成立ス。從來ノ立法例ノ多クハ殺人行爲ノ方法ヲ細別シテ其ノ同ニ刑罰ノ輕重ヲ認メタルカ如ク、斷區別ハ無用且ツ不当ナリ。我刑法ハ人ヲ殺シタルモノハ罰スト云フ只一ツノ殺人ノ規定ヲ有スルニ過キササルカ之ハ今後ノ立法ノ進ム可キ道ヲ示セルモノト云フ可キナリ。

(四) 殺人罪ノ種類
(1) 通常殺人罪

故意ニ基キ人ノ生命ヲ絶ツ罪ナリ(刑一九九条)。結果カ發生セサルトキニ於テモ殺人未遂罪(ニ〇三条)トシテ罰セラル。近世近殺人罪ニ對シテハ例外ナク死刑ヲ課シタリ。併シ殺人ハ應々一時ノ激情ヨリ生ス、從テ之ヲ罰スルニ當リテハ他罪ニ於ケルヨリモ行爲者ノ主觀的立場ヲ考フ可キ餘地アリ。純客觀的觀察ノ如ク殺人罪ニ對シテ重刑ヲ課スルハ當ヲ得ス。我刑法ハ此ノ立場ヨリ殺人罪ニ對スル刑罰トシテ死刑・無期懲役又ハ三年以上ノ有期懲役ヲ定ムルモ酌量減刑ヲ適用スルトキニハ殺人罪ノ既遂ニ對シテ刑ノ執行猶豫ヲ去ヒ渡スコトヲ得(六六条乃至六八条、二五条參照)

一般ノ立法例ハ殺人罪ノ區別トシテ謀殺ト故殺トヲ認メ刑罰ノ差異ヲ述フレトモ我刑法ハ上述ノ如キ廣キ量定範圍ヲ認メ吾ルカ故ニ右ノ區別ヲ設ケルノ要ナシ。

殺人ニ就テハ豫備ノ行爲ヲ罰ス(二〇一条)。一般ニ豫備行爲ノ中止ニ對シ中止犯ニ與スル四五条但書ノ適用アリ。否々ハ議論アリ。元來豫備トシテノ準備ニ對スル刑罰ハ其ノ自体既ニ既遂ノ刑罰ニ對シ減刑殺人罪

セラレキヤルモ夫レハ豫備トシテノ事情カ酌的セラレシノミニシテ中
止トシテノ事情ハ未タ斟酌サレテ居ラス故ニ豫備ノ中止ニ対シテハ重
ネテ中止犯ニ関スル四三條但書ヲ適用シ得ヘシト思惟ス

(四) 重ク罰セラル、場合

自己又ハ配過者ノ直系尊族ヲ殺ストキハ時ニ刑罰重シ(二〇〇条)
此ノ点ハ在ラユル立法例ニ共通ス。單族親殺ノ刑罰トシテハ法律史上
ローマノ *Parricidii* カ最モ嚴格ナル意味ニ於テ有名ナリ。此ノ
刑罰ハ犯人ヲ大鷄蛇猿等ト共ニ皮袋ノ中ニ押込メ之ヲ河中ニ投ケ入ル
ハナリ。犯人ヲ袋ニ入レ水ニ投ケ込ムハ生中ニ天ヲ奪ヒ死シテ後地ヲ
モ共ヘスヲ意味ナリト云フ。

二〇〇条ノ適用ハ法律上ノ親族關係ニ依ッ可キナリ。養子カ義親ニ
継子カ継親ニ庶子カ庶親ニ対スル殺人ハ此ノ規定ノ適用ヲ受ケルモ私
生子カ実父ニ戸籍上他人ノ子トナレル者カ実親ニ対スル殺人ハ此ノ規
定ノ適用ヲ受ケス(八民七二七乃至七二九條参照)

(ハ) 輕ク罰セラル、場合(二〇二条)

之ヲ分チテミツトス

第一ハ本人ノ承諾ヲ得テ行フ殺人ナリ。
第二ハ本人ノ囑託ヲ受ケテ行フ殺人ナリ。承諾及ヒ囑託ハ相当理解
カアル者ノ真面目且ツ自由ニ決定シタルモノナルコトヲ必要トス。故
ニ理解能力ナキ者又ハ自由ヲ抑壓シテ同意セシメタル場合ハ通常ノ殺
人罪トシテ罰セラル。

(ニ) 過失殺人罪

第三ハ自殺ヲ教唆又ハ幫助スル場合ナリ自殺其ノモノハ罰セラレス
以上三場合ハ尊族親ニ対スルトキモ同一ナリ(二〇二条、二〇三条)
過失殺人罪
刑法ハ原則トシテ故意ニ基ク犯罪ノミヲ罰シ過失ニ基ク犯罪ヲ罰ス
ルハ例外ナリ

過失罪ハ社会観念上重大ナル法益ニ対シテノミ成立ス。

(イ) 通常ノ過失殺人罪(二一〇条)

業務上ノ過失ニ依リ人ヲ死ニ致セシ場合(二一一条)
此ノ場合ハ通常ノ場合ニ比シ重ク罰セラル、向題トナル、業務ハ
殺人罪

其ノ性質上生命ニ危険アルモノノミニ限テ

第二章 傷害罪

(一)

傷害罪ハ身体ノ完全状態ヲ毀損スル行為ニ依リ成立ス。被害者カ痛傷ヲ感スルコト又傷害カ病氣傷ト云フ程度ニ達スルコトヲ必要トセス。發露瓜等一徹的ニハ健康状態ニ影響ヲ加サザルコトヲ去ルコトモ傷害罪ナリ。自傷ハ一般ニ犯罪トナラザルモ刑法ハ特ニ規定ヲ設ケ自傷ニ依ルモノヲ輕ク罰シテ居ルトコロヨリ見テ斯ク解ス可キナリ。(二)ニ條・徵兵令三一條・警察處罰令二條ニ四号参照) 本人ノ承諾又ハ囑託ニ依ル傷害ノアル場合ハ違法ナルカニ〇〇條ニ於テ殺人ニ同スル場合ヲハ通常ノ傷害罪ノ刑罰ヨリ輕ク罰スルトコロヨリ見テ(二六四條)我刑法ハ之ニ對シ刑罰ヲ課スルノ主旨ナラスト解シテ可ナラン。

(二)

傷害ノ行為ハ通常暴行ヲ手段トスルガ必スレモ之ヲ必要トセス。所謂精神的傷害モ成立ス。只我刑法ノ解釋上暴行ヲ手段トスル傷害罪

ニハ犯意ニ對シ特例アリ。即チ二〇四條ト二〇八條トノ關係上苟クモ暴行ヲ加フル意思アル限リハ傷害ノ結果ニ對スル故意ノ有無ニ關ラズ傷害罪ノ責任ヲ負ハサル可カラズ。即チ結果責任ナリ。

(三) 傷害罪ノ種類

(1) 通常ノ傷害罪(二〇四條)

此ノ刑罰モ殺人罪ノ刑罰ト同シク量定範圍頗ル廣キ特色アリ。

(2) 重ク罰セラルル場合(二〇五條)

傷害ノ結果人ヲ死ニ致シタル場合ハ重ク罰セラルル。

一般ノ人ニ對スル場合ト自己又ハ配偶者ノ直系尊族ニ對スル場合トニヨリ刑罰ニ區別アリ(第一項参照)

(3) 過失傷害

(一) 通常ノ場合(二〇九條)

(二) 業務上ノ過失ニヨリ人ヲ傷ケル場合(二一一條)

傷害罪ニ於ケル共犯ノ特例

傷害罪ニハ一般共犯ノ例外認めララル。即チ二人以上ニテ暴行ヲ行フ場

殺人罪

合ニ其ノ如ヘタル結果ノ輕重ヲ知ルコト能ハス、又何人カ其ノ結果ヲ生
セシメタルカ不明ナルトキハ共犯ナラサル時モ共犯ト同様ニ取扱ハル
ニ〇七条理論ヨリ云ヘハ共犯ニ非ル者ハ自己ノ加ヘタル結果ニ責任ヲ負
フニ止マリ何人カ加ヘタルヤ不明ナル点ニ付キ責任ヲ負フ譯ハナキモ此
ノ理論ニ從ヘハ二人以上ノ傷害ニ於テハ果シテ何人カ如何ナル結果ヲ惹
起セシカ不明ナル爲メ多クノ場合犯人ヲ無罪トスルコトアリ、ニ〇七条ノ
規定ハ斯ル政策上ノ理由ヨリ生セシモノナリ、傷害致死ニ関シテハ此
ノ点ノ特別規定ハナキモ之モ亦同様ニ解ス可キナリ、
更ニ傷害又ハ傷害致死ノ現場ニ於テ犯人ニ勢ヲ助ケタルニ過キサル者
ニ就キ特種テリ、勢ヲ助ケタルハ無形ノ幫助ノ意味ナリ、即チニ〇六条
ハ傷害ニ關スル犯罪ノ從犯ニアル者ヲ特別罪トシテ輕ク罰スル主旨ナリ、
如斯此ノ犯罪其性質從犯ナルヲ以テ依令現場ニ於テ犯人ニ助勢スルモ傷
害又ハ傷害致死ノ結果生セサルトキハ罰セラレヌ、

第三章 墮胎罪

(一) 墮胎罪ハ胎児ノ生存ヲ害スル目的ヲ以テ自然ノ分娩期ニ先テ之ヲ母体
外ニ出ス行爲ニ依リ成立ス、

墮胎罪ノ法益カ何ナルカニ付キテハ議論アリ、
其ノ一ハ生命法益説ナリ、

墮胎ハ未成ノ人タル胎児ノ生命ヲ害スル犯罪ナリト説明ス、併テ胎児
ハ自然的ニモ法律的主體トシテ非ラス、何者胎児ノ生活力ハ母体ノ生活力
ニ從屬シ独立ノ生活ヲリト云フコト能ハス、又胎児ヲ人格者ト云フコト
ハ法律上ノ止ムヲ得サルノ、
擬制ニ過ヤサルナリ(民九六八条参照)

其ノ二ハ社会法益説ナリ、
墮胎ハ人口増加ヲ阻止シ社会ノ成立ヲ危険ナラシムルト云フ見解ナリ
併テ人口ノ増加ハ争奪ニ於テ決シテ社会ノ利益ニハ非ス、社会ノ經濟狀
態文化狀態ニ過セテ高率ノ人口増加ハ社会構成ニ疾シ社会ノ基ヲ動搖セ
シムルノミナラス墮胎ノ禁止ハ私生児ノ増加ニ便テ犯罪ノ増加時ニ嬰兒
欲ヲ促ス結果トナリ社会法益説モ亦正当ナラヌト考フ、
其ノ三ハ母体法益説ナリ、

墮胎罪

胎児ハ母体ノ一部ニシテ墮胎ハ母体ノ生命危険ヲ包含ス。此ノ意味ニ於テ墮胎ハ傷害ノ特別ノ場合ナリトスル説ナリ。此ノ説ヲ正当ト思惟ス（佛刑三一七条参照）。此ノ見地ニ從フトキハ墮胎ノ目的ハ母体ノ一部ヲ墮胎ニナリト云フコト、ナルモ妊婦自身ノ墮胎ハ自傷ノ一場合トナル。即チ墮胎ノ主体ハ妊婦タルコトハ墮胎固有ノ性質ニハ非スシテ唯奇突ニ於テ妊婦自身ノ墮胎又ハ其ノ同意ニ依ル墮胎カ多シト云フノミ、故ニ妊婦ノ錯覚的墮胎ハ客体ノ不能ノ場合トシテ、妊婦自身ノ墮胎即チ自傷ノ一場合ヲ特ニ墮胎トスル理由ハ草率ナル宗教的・道德的ノモノタルニ過キス。

(二) 墮胎方法ノ何タルヲ向ハス。

第一ニニ条ニハ藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ罰ストアリ、藥品ヲ最モ主ナル場合ノ如ク規定スルモ之ハ墮胎ノ方法トシテ最モ拙ナル原始的ノモノナリ（佛刑第三一七条参照）。

(三) 墮胎ノ故意ハ胎児ヲ殺スト云フ点ニ向ケラレテ居ルコトヲ必要トスレトモ斯カル故意ノ下ニ何等カノ墮胎方法ヲ講シ早産ナル結果ノ生セルト

キハ胎児ノ生死ニ関ラズ既遂ト解ス可キナリ。

(四) 墮胎ニ関シ問題トナル点ハ妊婦ノ自致未遂カ墮胎ノ結果ヲ生セル時ナリ。

即チ此ノ場合若シ妊婦ニ未必ノ故意アリトスレハ之ニ對シ第二ニ一條ヲ適用スヘキカ否カハ問題ナリ。余ハ刑法カ妊婦ノ墮胎ヲ自傷不罰ノ原則ノ例外トシテ甚ク輕ク罰シ居ル点ニ鑑ミ墮胎ノ故意ハ所謂未必ノ故意ニテハ不充分ナリト考フ。從テ問題トキハ第二ニ一條ノ適用ヨリ除外サル可キナリト思惟ス。

(五) 墮胎罪ノ種類

- (イ) 妊婦自身ノ墮胎（第二ニ一條）一年以下ノ懲役。
- (ロ) 妊婦ノ同意ノ下ニ行フ墮胎（第二ニ一條）二年以下ノ懲役。併チ妊婦ヲ死傷ニ致シタルトキニハ重ク罰セラレ。
- (ハ) 一定ノ職業アル者ノ外ノ墮胎（第二ニ四條）其ノ職業ハ醫師・産婆・藥劑師・藥檢商ニシテ以上ノ職業ノ者カ妊婦ノ同意ヲ得テ墮胎ヲ行フトキハ三ヶ月以上五年以下ノ懲役・死傷ノ結果ヲ生セシメタルトキハ重ク罰ス。

重ク罰セラル

(二) 妊婦ノ意思ニ反シテ行フ墮胎(第一一五條)

六ヶ月以上七年以下ノ懲役也、一定ノ職業ノ有無ハ此ノ場合向題トナ
ラス、本罪ノ未遂モ罰セラル、更ニ死傷ノ結果ヲ生ゼシメタルトキハ
重ク罰セラル(第一一六條)、此ノ点ニ付キ刑法ノ規定ハ傷害ノ罪ニ從
ヒテ重キニ從ヒ處斷スト、請旨ヲ用テ、元來傷害罪ニ關スル第一一四
條、第一一五條ニ規定セル刑罰ハ凡テ第一一五條ノ夫レヨリモ重シ、

(六)

墮胎罪ハ上迷ノ如ク行為爲虐ノ身分ノ異ルニ依リ刑罰ノ差異アルヲ以テ
身分ヲ異ニスル者カ犯罪ニ干典スルトキハ其ノ処罰ハ一見頗ル複雑ナル
カノ如ク見ユレトモ各々ハ一身ニ專屬スル事情ニ遇キサルカ故ニ第六條
ニ項ニ依リ簡單ニ解決スルコトヲ得、

例ハハ妊婦カ医師ニ依頼シ或ハ醫師ヲ幫助スル場合又ハ醫師カ妊婦ニ
墮胎ヲ薦メ或ハ墮胎ヲ容易ナラシムルトキニハ妊婦ニ對シテハ第一一
一ニ一ニ條ノ規定、醫師ニ對シテハ第一一四條ノ規定ノ適用アルカ如シ、

⑨

(七)

其他ノ場合モ右ト同一ニ解釈シ得、
墮胎ハ其ノ犯罪ノ性質上止ムヲ得スシテ之ヲ行フコト多シ、故ニ立法
論トシテハ一定ノ條件ヲ備ヘサル不完全ナル墮胎ノミヲ罰スレハ充分ナリ
夫レ故ニ一徹道徳ヲ下ケ又ハ風紀ヲ悪クスルカ如キ杞憂全クナクノミナ
ラス墮胎カ刑事向題トナルハ極メテ稀キニテ其ノ大部分ハ本向一附セテ
レ居ル關係上墮胎ノ處罰ハ所謂豫防的効果ヨリ見テ不必要ナリト云ヒ得

第四章 遺棄罪

(一)

本罪ハ救助ヲ要ス可キ者即チ肉體精神ノ不完全ナル爲メ自己ノ力ノミ
ニテ生活ヲ維持シ得サル者ニ對シ保護ヲ拒絕スルニ依リ成立ス、
刑法ハ扶助ヲ要ス可キ場合トシテ老幼不具疾病者ヲ擧グ、老幼疾病ノ
程度異ノ保護ヲ必要トスル程度ハ此ノ場合ノ事情異ルニ依リ同一ナラス、
遺棄ハ行為者自身又ハ被遺棄者ノ位置ノ場所的變更ニ依リ從來ノ保護
關係ヲ絶ツ行為ナリ、

被保護者ヲ他ノ場所ニ移スカ通常ナルカ事情如何ニ依リテハ置キ去リ
遺棄罪

ニ為ス事カ亦遺棄トナル、他人カ救助スルノ見込アリヤ否ヤハ向應ニ非

(三) 遺棄罪ノ種類

刑法ハ保護義務ノ有無ニ依リ二種ノ遺棄罪ヲ認ム、

(イ) 保護義務無キ場合ノ遺棄罪(第二一七条)

法令ノ規定ニヨル保護義務ハ無キモ保護セサル事カ社会条理ニ反スルトキニ成立ス、如何ナル場合カ之ニ該当スルヤハ事實關係ニ依リ定ムルノ外ナキモ一般的ニ云ハ、自己ノ支配内ニ保護ヲ必要トスル者カ存在スルトキニ此ノ事情在リト云フヲ得、例ヘハ雇主カ雇人ニ対スル關係、病院カ入院患者ニ対スル關係、旅館カ客ニ対スル關係、如キ之ニ屬ス、本罪ハ概シテ保護ヲ必要トスル者ヲ他ノ場所ニ移スコトニ依リテ成立スレトモ之ヲ必要トスルニハ非ス、一年以下ノ懲役(警察犯處罰令第二一〇号参照)

(ロ) 保護義務アル場合ノ遺棄罪(第二一八条)

走初不具疾病者ヲ保護スヘキ法律上ノ義務アル者カ保護ヲ怠ルハナル

コトニ依リ成立ス、保護セストハ生命ノ危険ヲ防ク正当ナル方法ヲ盡サ、ルコトヲ云フ、保護義務アル者ニ就テハ遺棄ノ外生存ニ必要ナル保護ヲナサ、ル場合ニ於テモ罰セラル、其ノ刑罰ハ三ヶ月以上五年以下ノ懲役ナリ、直系尊族親ニ対スル場合ハ重ク罰セラル、遺棄又ハ保護ヲ怠ルハサル為メ死傷ノ結果ヲ生シタルトキハ傷害罪ノ刑ニ比較シ重キニ從フ(第二一九条)、初ノヨリ殺ス意思アルトキハ本罪ト殺人罪トノ牽連犯ナリ、

第五章 暴行罪

(一) 暴行テフコトハ刑法規定ニ於テ暴々理ハル、廣ク暴行ト云フトキハ有形力ノ不法行使ヲ意味ス、併シ各場合ニ就キ論スルトキハ各個ノ規定種々ナルニ從ヒ自ラ其ノ意義ニ差異ヲ生ス、即チ

(イ) 最モ廣ク詳スルトキハ有形力ノ不法行使、如テノ場合ヲ含ム、換言スレハ人ニ対シテ加フルト物ニ対シテ加フルトヲ問ハス(第二七七条、第一〇六条参照)

暴行罪

- (四) 人ニ対シ有形力ヲ行使スルコトヲ必要トスル場合ナリ、直接人ノ身体ニ対スルト間接ニ物ヲ通シテ加フルトヲ問ハス(第九〇条、九一條、九五条等参照)
- (ハ) 更ニ直接ニ人ノ身体ニ対シ有形力ヲ行使ス可キコトヲ必要トス、暴行ト云フ言葉ノ通常ノ意味ハ此ノ場合ナリ(第二〇七条、二〇八条)
- (ニ) 尚ホ人ノ反抗ヲ抑壓スル程度ノ有形力ノ行使ヲ意味スル場合アリ、所謂人ノ自由ニ対スル犯罪ニ於ケル暴行之ニシテ脅迫ト云ヒ規定サルルカ通常ナリ(第一七七条、二三六条参照)
- (ニ) 本罪ハ直接人ノ身体ニ暴行ヲ加ヘ而モ之ヲ傷害スルニ至ラサルトキニ成立ス(第二〇八条)
- 最初ヨリ唯暴行ヲ加フル目的ヲ以テ暴行ヲ加ヘタルトキハ本罪タルコト言フ俟タサレトモ第二〇四条トノ關係上最初ハ人ヲ傷害スル意思ヲ有セシカ何等カノ事情ニ依リ結局暴行ニ終リタル場合モ本罪トナルコト既ニ述ヘタルカ如シ
- 本罪ハ申告罪ナリ

- (三) 暴行ニ依リテ人ニ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ重ク罰セラル(第二二三条)
- 学説ハ之ヲ強要罪ト云フ、尤モ暴行ニ依ル強要罪ハ結局他人ノ行フ可キ權利ヲ妨害スルトキ成立スルニ過キス、本罪ハ未遂犯モ罰セラル(二二三条三項)

第二 自由ニ対スル罪
第一章 逮捕監禁罪(第二二〇条)

- (一) 逮捕監禁罪ハ共ニ人ノ往來去留ヲ妨グル行為ナルカ其間ニ多少ノ差異アリ、即チ前者ハ直接ニ人ノ身体ノ自由ヲ拘束スル行為ニシテ後者ハ人ヲシテ一定ノ場所ヨリ出ツルコト能ハサラシムル行為ナリ、兩者共ニ有形的方法ニ依ル場合通常ナレトモ無形的方法ニ依ル逮捕監禁罪モ成立ス、例ヘハ人ノ恐怖心羞恥心ヲ利用スルカ如シ、又兩者共ニ一定ノ状態カ多少時間的ニ継続スルコトヲ必要トス、故ニ學説ニ於テ之ヲ継続犯ト云フ、處分

自由ニ対スル罪・逮捕監禁罪

通帯ノ逮捕監禁罪(第ニ〇条一項)ハ三月以上五年以下ノ懲役ナル
カ直系尊族親ニ対スルトキハ重ク罰セラル(同上二項)、其ノ結果人ヲ死
傷ニ致シタルトキハ傷害罪ノ規定ニ從ヒ重ク罰セラル(第ニ二一条)。

第二章 脅迫罪

(一) 脅迫ハ恐怖心ヲ抱カシムル目的ニテ一定ノ害悪ヲ通知スルコトナリ、
本罪ニ所謂脅迫ニモ右ノ意味ヲ出テサルカ唯法律カ其ノ害悪ノ性質ヲ
ニ方面ニ於テ制限セル莫ニ特色アリ、即チ此ノ脅迫ハ一方ニ於テ被脅迫
者自身又ハ其ノ親族ニ対スルコトヲ必要トシ他方ニ於テ夫レ等ノ人々ノ
生命身体自由名譽財産ニ対スルコトヲ必要トス、故ニ例ヘハ親友ニ降リ
懸ル災難ヲ云々スルカ如キハ本罪トハナラス、害悪ヲ通知スル形式ニハ
制限ナシ而シテ害悪ハ客観的ニ見テ被脅迫者カ恐怖ヲ起ス程度ノモノニ
テ充分ナリ、實際被脅迫者カ恐怖スルト否ト又脅迫者カ通知シタル害悪
ヲ実行スルト否トハ問題ニ非ス、

四 處分

法律ハ通常ノ脅迫罪(第ニ二一条)ノ外所謂強要罪ヲ重ク罰ス、即チ
脅迫ヲ加ヘ人ヲシテ義務ナキコトヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害ス
ルハ之ナリ(第ニ二二条)尤モ第ニ二三条ノ規定ハ多クノ場合 他ノ規
定ノ為メニ適用ヲ排除セラル、例ヘハ強盜・恐喝・強姦等ノ諸罪ハ本質
ニ於テ強要罪ナルカ第ニ二三条ノ規定ハ之等ノ規定ニ対シ一般法ナルヲ
以テ兩者カ競合スル範圍ニ於テハ常ニ之等ノ特別法ニ優先セラル、
前述ノ如ク刑法ハ脅迫ニ依ル強要罪ト此ニ暴行ニ依ル強要罪ヲ認ムル
カ人ニ義務ナキコトヲ行ハシムル意ノ強要罪ハ暴行ニ依リテハ成立セズ、
即チ所謂暴行ニ依リ人ニ義務無キコトヲ行ハシムル場合トハ實ハ暴行ノ
結果タル恐怖ニ基クニ外ナラス、從テ之亦脅迫ニ依ル強要罪中ニ含まル
可キモノニシテ結局暴行ニヨル強要罪ハ行フ可キ權利ヲ妨害スル場合ニ
ノミ成立スルニ過キス、強要罪ノ未遂犯ハ罰セラル、コト前述ノ如
シ(ニ四三條)。

脅迫罪

第三章 暴取及誘拐罪

二二

一、暴取
二、誘拐
三、暴行脅迫
四、略取
五、略取ハ夫レカ親権者又ハ彼見人ノ監督ノ下ニ在ル無能力者
六、略取ハ夫レカ親権者又ハ彼見人ノ監督ノ下ニ在ル無能力者
七、略取ハ夫レカ親権者又ハ彼見人ノ監督ノ下ニ在ル無能力者
八、略取ハ夫レカ親権者又ハ彼見人ノ監督ノ下ニ在ル無能力者

- (一) 之ハ共ニ一定ノ場所ヨリ人ヲ自己又ハ第三者ノ支配内ニ移スコトニ依リ被拐取者ノ自由ヲ害スル行為ナレトモ兩者ノ間ニハ多少ノ差異アリ、即チ略取ハ被拐取者自身又ハ監督者ノ意思ニ反シテ場所ノ移轉ヲ為シ誘拐ハ被拐取者自身又ハ監督者ノ意思ニ基キ場所ノ移轉ヲ為ス故ニ多クノ場合ニ於テ前者ハ暴行脅迫ニ依リテ行ハレ後者ハ欺罔誘惑ニ依リテ行ハル、略取ハ夫レカ親権者又ハ彼見人ノ監督ノ下ニ在ル無能力者ニ對シテ行ハル、時ハ彼無能力者ノ同意アリタルモ監督者ノ意思ニ反スルカ又ハ其ノ意思ニ基キ被拐取者ノ犯罪タルヲ免セス、
- 種類
- (1) 未成年者ニ對スル拐取罪(第ニニ四條)
未成年者ハ滿二十歳ニ達セサル者ヲ云フ(民律三條)三月以上五年以下ノ懲役
- (2) 一定ノ目的アル拐取罪(第ニニ五條)
其ノ目的ハ營利・猥褻・結婚ノ三者ナリ、一年乃至十年ノ懲役ナリ
- (3) 国外移送ノ目的ヲ以テ行フ拐取罪(第ニニ六條一項)
移送スル目的ニテ充分ナリ、移送ノ動機ノ何タルヲ問ハス、即チ動機ヲ營業ヲ營マシムルニアルコト通常ナル力之ヲ必要トスルニ非ス、二年以上ノ有期懲役ナリ、移送スル目的ニテ人身ヲ賣買スル者及ヒ移送ヲ実行シタル者モ同様ニ罰セラル(第ニニ六條二項)茲ニ云フ賣買ハ有價取得ノ意味ナリ、

- (1) 右ノ三罪ヲ容易ナラシムル罪(第ニニ七條)
右三罪ヲ犯ス者ヲ幫助スル目的ニテ被拐取者被賣者ヲ收受贓匿推諉セシムルコトニ依リ成立ス、三月以上五年以下ノ懲役トス、營利猥褻ノ目的ニテ收受シタル者ハ重ク罰セラル(第ニニ七條二項)
- (2) 乃至(1)ノ未遂犯ハ輕テ罰セラル(第ニニ八條)
以上ノ諸罪ハ原則トシテ告訴罪ナレトモ次ノ場合ハ例外ニシテ親告罪ニ非ス、即チ
- (1) 第ニニ六條ノ罪、ソレヲ幫助スル第ニニ七條一項ノ罪及ヒ火等ノ未遂罪
- (2) 營利ノ目的ナル場合、
暴取及誘拐罪

二二

之ナリ(第九條本文)尤モ被拐取者又ハ被賣者カ犯人ト婚姻シタル
トキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判カ確定セル後ニ非ル限リ告訴ノ効力ハ
生セス(第九條但書)蓋シ不法ノ原因ニ基ク婚姻ト雖モ其ノ繼續中
ハ依リテ生シタル親族關係ヲ尊重スル必要アレハナリ

第四章 強姦罪

(一) 強姦ハ暴行又ハ脅迫ヲ用ヒテ婦人ニ対シ姦淫ヲ強制スルコトナリ、
姦淫ハ不自然ナル強制性交ヲ意味ス、婦人カ淫行常習者ニ非ルコトハ
本罪ノ要件ニ非ス、夫婦間ニハ通常ノ脅迫罪(第一七七條)ハ成立セサルモ
例ヘハ夫カ妻ニ対シ不自然ナル猥褻行為ヲ強制スル場合又ハ妻ノ心神喪
失抗拒不能ノ状態ヲ利用スルカ如キ場合ニハ第一七六條、第一七八條等
ノ犯罪成立ス、

(二) 種類

(1) 通常ノ強姦罪(第一七七條)
暴行又ハ脅迫ヲ用ヒテ十三歳以上ノ婦人ヲ姦淫スルニ依リ成立ス、

婦人ヲ欺キテ姦淫スル場合ハ刑法ニ規定セサルモ其ノ欺罔カ反抗ヲ抑
壓スル点ニ存スルトキハ本罪トナル、二年以上ノ懲役ナリ、

(2) 強姦ニ準スヘキ罪ニナリ

其一ハ十三歳以下ノ婦人ヲ姦淫スル場合ナリ(第一七七條後段)
十三歳以下ノ者ハ通常正當ナル理解能力無キ故ニ之ニ対スルトキハ
兼諾ノ有無暴行脅迫ノ有無ニ關ラズ罰セラル

其二ハ婦人ノ心神喪失抗拒不能ニ乘シ又ハ婦人ヲシテ心神ヲ喪失セ
シメ若クハ抗拒不能ナラシメテ姦淫スル場合ナリ(第一七八條)

斯カル状態ニ於テハ暴行脅迫ヲ用ヒストモ意思ニ反シテ姦淫ヲ行ヒ
得ルヲ以テ法律ハ之ヲ強姦罪ト同様ニ罰ス、

以上ノ犯罪ノ未遂罪ハ罰セラル(第一七九條)而シテ各罪ハ既遂未
遂ヲ向ハスルテ申告罪ナリ(第一八〇條)婦人ヲ死傷ニ至ラシメタル
トキハ熱期又ハ三年以上ノ懲役ニ處セラル(第一八一條)

第五章 強制猥褻罪

五六

(一) 暴行又は脅迫ヲ用ヒテ反抗ヲ折墮シ猥褻ノ行為ヲ強制スル罪ナリ。廣ク猥褻ノ行為ト云ハハ性慾ノ刺激又ハ其ノ満足ヲ目的トスル行為ニシテ之ヲ公然行フコトハ善良ノ風俗ニ反ス。故ニ此ノ中ニ含まルハモ強制猥褻即チ強姦ニ就テハ上述ノ如キ特別ノ規定アリ。故ニ茲ニ所謂猥褻ノ行為中ニハ強姦ヲ含まズ。強姦ハ男子ヲ婦人ニ対スルヲ要件トスレトモ猥褻行為ハ男又ハ女カ男女ノ何レニ就テモ成立ス。

(二) 種類

(1) 通常ノ強制猥褻罪(第一七六条前段)

十三歳以上ノ男女ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行為ヲ為スニ依リ成立ス。六月乃至七年ノ懲役ナリ。

(2) 強制猥褻ニ準ス可キ罪

一、十三歳以下ノ男女ニ対スル場合(第一七六条後段)、承諾ノ有無暴行ノ有無ヲ問ハサルコト強姦罪ニ同シ。

二、心神喪失抗拒不能ニ架シテ、斯カル状態ヲ生セシメテ猥褻ノ行為ヲ為ス場合ナリ(第一七八条)。

以上各罪ノ未遂犯ノ罰セラルコト(第一七九条)。其ノ凡テカ申告罪ナルコト(第一八〇条)。又死傷ニ致シタル場合ニ重ク罰セラルコト(第一八一一条)等ハ上述シタル所ニ同シ。

第三 日常生活ノ平穩ヲ害スル罪

第一章 住居侵入罪

(一) 住居ハ人ノ生活ノ本據城廓ニシテ吾人ハ其處ニ於テ安全ニ生活スルノ保障ヲ有ス。安全ナル生活ヲ害スルコトハ通常外部ヨリ侵入スルコトニ依リテ生スレトモ退去セサルコトニ依リテモ亦生ス。尤モ不退去カ罪トナル場合ハ最初其ノ處ニ入ル事カ違法ナラサルトキニ限ラルコト言フ俟タス(憲法二五条)。

(二) 種類

(1) 通常ノ住居侵入罪(第一三〇条)

本罪ハ人ノ住居又ハ人ノ管理スル邸宅建物軍艦船舶ニ侵入シ又ハ要求ヲ受クルモ退去セサルコトニ依リ成立ス。三年以下ノ懲役又ハ五〇円以下ノ罰金ニ處ス。

強制猥褻罪
住居侵入罪

二七

下ノ罰金ニ處セラル、
特別ノ住居侵入罪(第一三一条一項)

本罪ハ皇居、禁苑、離宮、行在所ニ侵入スルニ依リテ成立ス。是等ノ場所ハ
我國ノ國情ニ照シ特別ニ取扱フ必要アリトノ意ヨリ刑法ハ此ノ侵入罪ヲ
特ニ重ク罰ス(第一三一条)。之ニハ要キテ受ケテ退去セサル場合ヲ定メ
然レモ夫レヲ罰セストノ意ニハ非スシテ如斯コトハ實際ニ於テ生セス
トノ見地ヨリ之ヲ規定セサルナリ。三月以上五年以下ノ懲役ナリ。
ハ) 住居侵入ニ準ス可キ罪(第一三一条二項)

本罪ハ神宮、皇陵ニ侵入スルニ依リテ成立ス。神宮、皇陵ハ人ノ住居
ニハ非ス又吾人ノ日常生活ニ直接關係ナキモ一般ノ人カ自由ニ出入シ得サ
ル點ニ於テ皇居等ト同一ナルニヨリ刑法上之ト同一ニ取扱フ。
以上ノ各罪ノ未遂犯ハ罰セラル(第一三一条)

第二章 秘密ヲ犯ス罪

(一) 人ハ一身一家ノ生活事情カ他人ニ知レ渡ラサルコトニ付キ利益ヲ有ス。

私生活ノ秘密カ保タル、コトハ生活ヲ平穩且ツ愉快ナラシムル上ニ關ス
ル所多大ナリ。

刑法ハ人ノ秘密ヲ二方面ヨリ保護ス、其ノ一ハ信書ノ保護他ノ一ハ
定ノ職業ヲ有スル人ニ對シ業務上知り得タル秘密ヲ嚴守ス可キコトヲ要
ス。

(二) 信書開披(第一三三條)

封緘シタル信書ヲ開披スルニ依リ成立ス。信書ハ特定人カ特定人ニ對
スル意思傳達ノ用ニ供セラル、文書ナリ。封緘ハ他見ヲ妨ク爲メニ信書
自体又ハ外包ニ施サレタル一定ノ仕懸ヲ云フ。信書カ色ニ發送セラレタ
ルト石トハ本罪ノ成立ニ關係セス。即チ信書ノ作成者カ封緘シタル後名宛
人カ夫レヲ開封スル迄ノ間ハ茲ニ向題トナル信書カ存在ス。

開披トハ信書ノ内容ヲ知り得ル狀態ニ於テ封緘ヲ除キ去ルコトヲ云フ。
方法ハ之ヲ開ハス、封緘ヲ除キ去ルコトナシニ封緘ヲ無効ナラシムルノ
ミニテハ開封ト云フヲ得ス。例ヘハ封緘ノ儘日光ニ透シテ内容ヲ知ルカ
如キハ本罪トナラス。本罪ニ關シテハ郵便法第四四條、電信法第三一條
秘密ヲ犯ス罪

第三五條特別法ノ例アリ、又刑罰第一四一條、第一四六條ニハ開拔シ得ル場合ヲ定メケリ、刑罰ハ一年以下ノ懲役又ハ二〇〇円以下ノ罰金ナリ、
業務上知り得タル人ノ秘密ヲ漏ラス罪(第一三四條)

本罪ハ醫師、藥劑師、藥種商、産婆、辯護士、辯護人、公証人、宗敎
祭祀ノ職アル者又當テ夫等ノ職ニ任リタル者カ業務上取扱ヒシ爲メニ知
り得タル人ノ秘密ヲ漏ラスコトニ依リ成立ス、茲ニ人ノ秘密ト云フハ客
觀的ニ見テ人カ之ヲ匿スコトニ依リ利益ヲ有スト思ハル、事ナリ、通常
ハ人ノ名譽ニ関スルコトナルカ之ヲ必要トスル録ハ非ス、次ニ秘密ハ業
務ニ関連シテ知り得タルコトナルヲ必要トス、業務ノ執行自体ニ關スル
ノミナラス業務ノ執行ヲ機会トシテ知りシ事柄ヲ包含ム、刑法第一三四
條ハ一定ノ職業ヲ有スル者ニ對シテノミ本罪ノ成立ヲ認め補助者、學生
等ヲ除外セルハ立法上大ナル欠点ト云ハサル可カラズ、

刑法ニ定ムル一定ノ身分アル者カ裁判所ニ於テ証言拒絶ノ權ヲ放棄シ
テ他人ノ秘密ヲ陳述シタルトキハ犯罪トハナラス、証言義務ノ履行ニ外
ナラサル故ナリ、(刑罰第一八七條、氏訴第一九八條參照)

以上述ヘタル罪ハ凡テ申告罪ナリ、第一三五條信善開拔罪ニ就テハ發信
者受信者共ニ告訴權ヲ有ス、

第四 名譽及信用ヲ害スル罪 第一章 名譽ヲ毀損スル罪

一) 人ノ社会的地位ニハ上下アルモ何人モ世人一般ヨリ夫レ相当ノ尊敬ヲ
受ケルコトニ就キ利益ヲ受ク、名譽ハ如斯世人一般ノ尊敬感情ニ基ク評
價ニシテ即チ其ノ人ノ社会的地位ナリ、之ハ人カ生レルト同時ニ取得ス
ル人ノ人タル價值及ヒ智識能力境遇等ニ俱ヒテ生スル社会的價值ニ依リ
テ定マル

尊敬ヲ受ケルノ利益ヲ有スル者ハ所謂自然人ナリ、死者ハ之ヲ有セス、
死者ニモ名譽ハアルモ死者ハ之ヲ受クルニ付キ利益ヲ有スル者ニ非ス、
其ノ利益ハ生存セル遺族ノ利益ニ外ナラス、法人ニ就キテモ同様ニ云フ
コトヲ得、即チ法人ノ名譽ヲ受ケルノ利益ハ其ノ構成員又ハ社員ニ屬ス
ル、名譽毀損罪(第二三〇條) 誹毀罪、
名譽ヲ毀損スル罪

本罪ハ公然事實ヲ示シテ人ノ名譽ヲ毀損マルコトニ依リ成立ス。茲ニ事實ト云フハ具體的出来事實ヲ意味ス、或人ノ智識、能力等ニ關スル批評ハ名譽毀損罪トナラス、事實ノ性質、事實ノ真偽指摘ノ方法ハ之ヲ向ハス、尤モ新聞紙法第四五條、出版法第三一條ニハ右ニ對スル一例外ヲ規定ス、之ニ依レハ公益ノ為メニ事實ヲ記載セルトキニハ被告ノニ事實ノ真実ニ關スル立証責任ヲ負担セシム、即チ記載ノ事實カ真実ナリトノ証明出来タルトキニハ犯罪トハナラス、事實ノ指摘カ公然行ハルト云フコトハ不特定多數人ノ知り得ル状態ノ下ニ事實カ公ニセラル、コトヲ意味ス、實際上多數ノ人カ知ルコトヲ要セス。

死者ニ關シテハ事實カ真実ナラサル場合ニシテ犯罪ハ成立ス、此ノ場合事實ノ真偽ニ關テス犯罪ノ成立アリトセハ歴史ハ成立セサルコトナル可シ、所謂死者ノ名譽ヲ毀損スル罪、被害者カ生存遺族ナルコトハ前述セリ、此点ニ付キテハ刑罰第二六二條參照、本罪ハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮又ハ五〇〇円以下ノ罰金ナリ。

(四) 侮辱罪(第三一條)

本罪ハ事實ヲ指摘セスシテ而モ人ヲ尊敬セサル意思ヲ公然表示スルニ依リ成立ス。例ヘハ抽象的ナル罵倒、言ヲ發スルカ如シ、第三一條ニ事實ヲ指摘セスト云フハ第三一條ノ事實ヲ指摘スト云フ言葉ニ對スルモノニシテ事實ヲ指摘シテ人ヲ侮辱スルコトカ当然本罪トナルト云フニハ非ス、即チ具體的事實ヲ指摘スルカ又ハ抽象的ニ漠然ト尊敬セサル意思ヲ示シ一ハ名譽毀損罪他ハ名譽侮辱罪トナル、本罪ノ刑ハ拘留又ハ料料ナリ、右ノ犯罪ハ右テ申告罪ナリ(第三二條)。

第三章 信用及業務ヲ害スル罪

(一) 一般ニ吾人カ信用ト云フ場合ニハ一定ノ人ノ經濟的信任ノミナラス道徳上社会上ノ信任ヲ含メトモ茲ニ云フ信任ハ財產上ノ義務履行ニ關スル信任ノ意ヲ過キス、學者之ヲ説明シテ社拂能力又ハ社拂意思ニ關スル信任關係ト云フハ此ニ對シテ、所謂業務トハ營業ノ意ナリ、營業ハ信用ト密接信用及業務ヲ害スル罪

、關係ヲ有シ營業ノ妨害ハ通常信用ノ毀損ニ伴フ、斯ク論スレハ本罪ハ名譽罪ト財産罪トノ瞬間ニテル犯罪ト云フコトヲ得。

三四

三 種類

(1) 信用毀損罪(第二三三條前半)

本罪ハ虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒテ人ノ信用ヲ害スルニ依リ成立ス、偽計ハ必ラスシモ偽計ニ事ヲ必要トセス、此ノ点ニ於テ謀偽ト異ル、例ヘハ職工ヲ買収シテ粗悪ナル商品ヲ作ラセテ同業者ノ信用ヲ害スルカ如キモ偽計ナリ、信用毀損ハ名譽毀損ニ於ケルト同シク必スシモ信用ヲ害スルコトヲ必要トセス、又之ヲ害スル虞アルヲ以テ足ル、三年以下ノ懲役一〇〇〇円以下ノ罰金ナリ。

(2) 業務妨害ノ罪(第二三三條後半)(第二三四條)

本罪ハ偽造ノ風説ヲ流布シ偽計ヲ用ヒ又ハ威力ヲ以テ他人ノ業務ヲ妨害スルニ依リ成立ス、妨害スルノ虞アレハ足り妨害ノ事實ヲ要セサルコト前ト同シ、*Strikes*ハ業務妨害トナルコトアルモ之ノミニテハ本罪トハナラス、刑罰ハ前ト同シ。

第五 財産ニ対スル罪 第一章 窃盜罪

(一) 窃盜罪ハ他人ノ支配ニアル財産ヲ領得スルニ依リテ成立ス。

窃盜ノ本質ハ他人ノ物ヨリ利益ヲ受クル莫ニアルニ非スシテ物ニ対スル他人ノ支配ヲ破リテ自己ノ支配ヲ專制スル點ニ在リ。

(二) 各物ハ財物ナリ、財物ハ財産權ノ目的ヲ得ルモノナリ、財産權ノ目的トナリ得ルモノハ交換價値ヲ有スルコト通常ナルカ之ヲ必要トスル譯

ハ非ス、又刑法ニ所謂財物ハ物ノ法律上ノ觀念ヲ意味シ物理上ノ觀念トハ無關係ナリ、學者ハ本罪ノ資格トシテ管理可能性ヲコトヲ要求シ有体性ヲ必要トセザルハ此ノ意ニ他ナラス、此ノ點ニ就キ問題トナルハ電氣ナリ、大審院ハ明治三十六年五月二十一日電氣窃盜ニ就キ判決ヲ下シタリ、法律上ニ所謂「物」ハ有体性ヲ有スルコトヲ要セス苟クモ管理可能性アルモノハ凡テ物ト云ヒテ差支ナシ、從テ電氣ニ對シテモ窃盜罪成立ス、之其ノ判決ノ大要ナリ、此ノ判決ニ對シ反對論アリ

窃盜罪

三五

以下ノ事

ニ故刑法ノ改正ニ於テ電氣ハ之ヲ財物ト見做スト云フ第ニ四五条ノ規定
ヲ設ケ疑向ヲ一掃セリ。通説ハ此ノ規定ヲ根拠トシテ刑法ニ所謂「財物
ハ有体物ナリ」(民法第三八五条参照)從テ第ニ四五条ノ規定ハ例外ナリ
ト主張ス。併シ物カ財物トシテ刑法ノ客體タルハ有体ナルカ故ニハ非ス
シテ財産權ノ目的トナリ得ルカ故ナリ。此ノ意味ニ於テ電氣ハ当然財物
ナリ。從テ第ニ四五条ノ規定ハ例外規定ニハ非スシテ說明規定トナリト云ハ
サル可カラス。

本罪ノ客體ニ就キ尙尙題トナルハ不可動ノ物ナリ。民法ニ所謂「不可動ノ物
ノミニ非ス」(民法第三八五条)カ竊盜罪ノ客體タルハ議論ナキニ不
可動ノ物ニ付テハ爭アリ。而シテ學說判例ノ多クハ之ヲ竊盜罪ノ客體ヨ
リ除外シ居レリ。其ノ理由ハ明カナラサルモ不可動ノ物ハ可動ノ物ト異
リ權利者カ容易ニ之ヲ回復シ得ルトノ理由ニテ之ヲ除外セルナラン。

此ノ説ノ根拠ハ第ニ三五条ノ財物テフ言葉ヨリ出テ来ルニハ非ス。從テ
此ノ説ハ竊盜罪ノ本質ヨリ論シ客體ハ可動ノモノナリトセサル可カラスト云フ
也。若シ如斯トセハ此ノ説明ニハ矛盾アリ。既述ノ如ク竊盜ハ支配ノ專

以下ノ事
專断ニ非ズ
借断ナリ

稱ト云フ事實ニ依リ成立ス。而ルニ支配ノ專断ニハ必ずスシキ物ノ所有
ヲ移スコトヲ要件トスルニ非ス。換言スレバ支配ノ專断ハ不可動ノ物
ニ就キテモ亦認メ得。故ニ通説ハ竊盜ヲ解シテ他人ノ支配スル財物ノ領
得取テ支配ノ專断ナリト云フモ不可動ノ物ニ對シ犯罪ノ成立ヲ否認スル
ハ矛盾ナリ。要スルニ竊盜ハ可動ノ物ニ對スルト不可動ノ物ニ對スルト
ヲ向ハス苟クモ支配ノ專断アル以上等シク成立ス。

財物ハ他人ノ支配内ニ在ルコトヲ要スルカ。所謂「支配ハ人カ物ニ對
スル事實的關係ノ意ナリ。自己ノ為メニスルト他人ノ為メニスルトヲ向
ハス。支配ノ意思アルト否トヲ向ハサルカ故ニ精神病者モ未之ヲ支配シ
得。此ノ意味ニ於テ茲ニ云フ支配ハ民法ノ占有トハ同シカラス(民一八
〇条参照)。

支配ハ人ノ物ニ對スル事實的關係ノ異ルニ依リ種々ノ形態ヲ採リテ現
ハル。例ヘハ余ノ懷中ニ在ル時計ハ意識スルト否トニ關テス余ノ所有ニ
アリ。余ノ書齋ノ書物ハ外出スト雖モ余ノ支配ニアリ。又余カ山奥ノ松
ノ根本ニ埋メタル小判モ余ノ支配ニアルナリ。余ノ犬ハ余ト離レテ居ル
竊盜罪

トモ歸り来ル習慣ヲ失ハサル限り依然トシテ余ノ支配ニ在リ。要スルニ支配ト云フハ物ヲ通常ノ方法ニ從ヒテ處分シ得ルノ地位ヲ意味スルニ外ナラス。

何人ノ支配ニモ屬セサル物ニ對シテハ竊盜罪ハ成立セズ、例ハ他人ノ落セル財布ヲ拾フモ竊盜罪ヲ構成セズ、又自己ノ支配ニアル物ニ對シテモ竊盜罪ハ成立セズ、尤モ共同支配ノ場合其例外ナリ、即チ數人カ同等ノ關係ニ於テ物ヲ支配スルトキハ各々ノ間ニ於テ竊盜罪ハ成立シ數人カ上下ノ關係ニ於テ重疊的ニ支配スルトキハ上下ノ者ハ上ノ者ニ對スル關係ニ依リ竊盜罪成立ス。

事實上ノ支配ニ對シテ法律上ノ支配考察スル、通常他人ノ支配内ニ在ル物ハ同時ニ他人ノ所有ニ屬ス、前者カ事實上ノ支配ニシテ後者ハ法律上ノ支配ナリ、夫レ故ニ竊盜罪ハ他人ノ所有ヲ犯ス犯罪ナリト云ヒ得、尤モ第百二條ニ其ノ例外ノ場合認メラレ居レリ、即チ自己ノ所有ニ屬スル物ト雖モ他人ノ占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命令ニ依リ他人ノ監守セル物ニ就キテハ竊盜罪成立ス、蓋シ如斯事情アルトキハ帶ニ他人ノ利益ニ對

スル侵害又ハ危險アリトスルカ故ナリ。

(三) 行為ハ領得ナリ、領得ハ他人ノ支配ヲ破リテ自己ノ支配ヲ建設スルヲ意味ス、刑法ハ竊取テフ言葉ヲ用フルモ之ハ暴行脅迫ヲ手段トスル領得ト區別スル為メニ出キス。

領得ノ行為ニハ領得ノ目的アルコトヲ要ス、領得ノ目的トハ他人ノ財物ヲ完全ニ支配セントスル希望ヲ意味ス、其ノ支配力自己ノ為メナルト

第三者ノ為メナルトヲ向ハス、領得ノ目的ナキトキハ竊盜罪トハナラス、從ヒテ他人ノ物ヲ無斷使用又ハ他人ノ物ノ破壞ハ竊盜罪ナラス、領得ノ目的ト利得ノ目的トハ異ル、利得ノ目的ハ自己ノ財産ノ經濟的価値ヲ高

ムルコトヲ欲ス、領得ノ目的ハ他人ノ物ヲ完全ニ支配スルコトヲ欲スルニヤリ、即チ財産増加ノ目的ハ竊盜罪ノ要件ニ非ス、故ニ他人ノ物ヲ竊取スル際ニ同価値ノ物ヲ置キテ歸ルモ竊盜罪タルコトヲ免レズ。

領得行為ノ完成ニ就キテハ通説アリ、其ノ一ハ取得説ナリ、他人ノ支配ヲ排斥シ自己ノ支配ヲ専断スルトキニ完成スルト云フ、竊盜罪ノ本質ヨリ見テ此ノ見解正当ナリ、其ノ二ハ移轉説、遷移説、其ノ三ハ隱匿説

竊盜罪

ナリ、物ニ対スル自己ノ支配ヲ犯サレタリトスルモノ、新法ニ於テハハル復
リ原状回復ハ容易ナルカ故ニ窃盗ノ完成ニハ少クモ物ノ所在ノ不明ト
云フ事カ要件ナリトノ立場ニ基ク、此ノ説ノ認メ得サル点ハ所謂具體物
不可動ノ物ニ就キ速ヘシ所ヨリ明ナリト思惟ス、其ノ四ハ鑿手説ナリ、
客体タルモノニ鑿シタルトキニ窃盗罪ハ完成スルト云フ説ナリ、之ハ主
觀主義ニ依スルノ嫌アリ。

四) 窃盗罪ノ種類

旧刑法ハ客觀的事情ノ異ルニ依リ種々ノ窃盗罪ヲ認メタリシカ(第ニ
六六条以下参照)新刑法ハ此ノ區別ヲ廢シ結局次ノ數種ノミヲ認ムルコ
トナレリ。

1) 通常ノ窃盗罪(第ニ三五条)十年以下ノ懲役ナリ、
2) 親族間ノ窃盗罪(第ニ四二条)

之ニハ二種類アリ、
其ノ一ハ直系血族・配偶者及同居ノ親族間ノ窃盗ナリ、刑法ハ刑罰
ヲ免除ス、即チ行為者ト被害者トノ間ニ右ノ關係アルハ(身上ノ刑罰

免除原因ナリ、之ヲ罰セサルコトカ却テ社会ノ秩序ヲ維持スル所以ナ
リ

其ノ二ハ如上以外ノ親族又ハ家族間ノ窃盗ナリ、刑法ハ之ヲ警告罪
トス、前述ノ一ノ場合ヨリハ親族關係等スキ場合ナルモ然モ尚通常ノ
場合ト區別アリト考ヘ之ヲ申告罪トセルナリ、物ノ所有者ト支配者ト
カ同一人ナラサルトキニ其ノ何レカト行為者トノ間ニ上述ノ關係アル
コトヲ必要トスルカハ問題ナリ。

上述ノ如ク窃盗罪ハ他人ノ支配スル物ヲ領得スルコトヲ手段トシテ他
人ノ財産權ニ侵害ヲ與フル犯罪ナリ、此ノ意味ニ於テ法律上支配者即チ
所有者、事實上ノ支配者即チ所持者ノ何レカ一方ト行為者トノ間ニ右ノ
關係アルハ第ニ四二条規定ノ適用アリト解シテ可ナリト思惟ス、尤モ此
ノ規定カ親族又ハ家族ニ非ル共犯者ニ適用セラレサルハ論ヲ俟タス(第
ニ四二条ニ項)

窃盗ノ未遂犯ハ罰セラル(第ニ四三条)

窃盗罪

- (一) 強盜罪モ領得罪ノ一種ナリ。領得ノ手段トシテ暴行脅迫ヲ用フル事カ竊盜罪ト異ル外他テ同一ナリ。暴行脅迫ノ被害者ト財産上ノ被害者トハ通常同一人ナルカ之ヲ必要トスルニ非ス。例ヘハ妻ニ脅迫ヲ加ヘテ夫ヨリ出サシムル場合、目覺メタル下女ヲ縛シテ熟睡セル主人ノ物ヲ奪取スル場合モ認メラル。
- (二) 客体ハ財物ノ外ニ財産上不法ノ利益ヲ得タル場合ヲ規定ス。財産上不法ノ利益ト云フハ取得スヘキ權利ナキトコロノ利益ト云フ意味ナリ。例ヘハ相手ノ反抗ヲ抑壓シテ財産ヲ安ク賣ラシムル事、一定ノ勞務ニ服セシムルコトヲ云フ。暴行脅迫ヲ加フルトモ正当ニ取得スヘキ權利アル場合ニハ本罪トハナラス。例ヘハ暴行脅迫ヲ加ヘテ期限ノ到レル債務ヲ履行セシムル場合又ハ盜マレタル外資ヲ所持セル人ヨリ無理矢理ニ取返ス場合ノ如キハ暴行脅迫トハナラス。例ヘハ強盜罪ニハナラス。
- (三) 強盜ハ暴行脅迫ヲ以テ財物ヲ領得シ又ハ同様ノ方法ヲ以テ財産上ノ不法ノ利益ヲ得スハ他人ニ得セシムルコトナリ。暴行脅迫ハ被害者ノ反抗ヲ抑壓シテ意思決定ヲ妨害シ又ハ脅迫ハ意思決定ヲ強制スルコトヲ意味ス。暴行脅迫ヲ加フルモ之ヲ反抗抑壓ノ手段ニ用ヒサルトキハ強盜罪トハナラス。例ヘハ旗ヲ擲リ相手カ狼狽シ居ルトキニ懷中物ヲ奪取スルカ如キハ強盜罪ニ非ス。
- (四) 刑法ハ暴行脅迫ヲ加ヘテ領取スルコトヲ強取ナル語ニテ表ハシ以テ竊盜ノ一種ニ対ス。

強盜罪ノ種類(第三六条)
 通常ノ強盜罪(第三七条)
 暴行脅迫ハ奪取ノ手段ナルカ故ニ奪取ノ行為ノ始マル以前ヨリ奪取ノ行為ノ終了スル迄ニ存スルヲ要ス。五年以上ノ有期懲役ナリ。

事後強盜(第三八条)
 竊盜ノ犯人カ現場ニ於テ、
 一、領得シタル物ノ取返シヲ妨ク爲メニ、
 二、逮捕ヲ免レンカ爲メニ、
 強盜罪

三、罪跡ヲ湮滅スル為ニ、
暴行又ハ脅迫ヲ為ストキニ成立ス、

四四

本罪ハ上述ノ目的ヲ以テ暴行脅迫ヲ加フルコトニ依リ既遂トス、取
手財物ノ取還ヲ免レン為、逮捕ヲ免レン為、罪跡ヲ湮滅セシコトハ
此ノ犯罪ノ完成ニ関係セス、現場トハ領得行為及之ニ切着セル行為ノ
存スル場所ヲ云フ、領得行為ノ着手ヨリ完了ニ至ル迄ノ行為力行ハレ
タル處ト云フヨリモヨリ廣キ概念ナリ、暴行脅迫ハ被害者ニ加ヘラレ
ルコトヲ必要トセス、

第ニ四一條ニ於テ強盜ヲ以テ論シタルトキハ強姦ト同シク取扱フト
云フ意味ナルカ故ニ死傷ノ結果ヲ生シタルトキハ第ニ四〇條ノ規定ノ
適用ヲ受ケザル可カラス、

ハ) 昏睡狀態(第ニ三九條)

人ヲ昏睡セシメテ物ヲ奪取スル場合ニシテ之亦強盜ヲ以テ論セラル、
昏睡セシムルトハ意識ヲ喪失セシムルコトナリ、即チ暴行脅迫等ヲ以
テ意識ヲ妨害スル事ナリ、

(二) 強盜殺生(第ニ四〇條)

強盜ノ犯人カ現場ニ於テ人ヲ死傷ニ致シタル場合ナリ、本罪ハ結果
加重犯ナリ、其ノ重キ結果ハ故意ニ出テタルト否トヲ向ハサルモ第ニ
三六條、二三八條、二三九條ノ暴行脅迫昏睡等行爲ヲコトフ必要トス
強盜致傷ハ無期又ハ七年以上ノ懲役、致死ハ死刑又ハ無期懲役トス、

(ホ) 強盜強姦(第ニ四一條)

強盜ノ犯人カ現場ニ於テ婦人ヲ強姦スルニ依リ成立ス、無期又ハ七
年以上ノ懲役也、其ノ為メニ婦人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役
トス、刑法ハ婦人ヲ致傷セシメタルトキヲ規定セザルヲ以テ此ノ場合
ハ強盜強姦ト強盜致傷トノ想像上ノ致傷トシテ論スルノ外ナシ、尤モ
兩者ハ刑罰ヲ同シクスル故此ノ如ク論スル實益ハナシ、

(五) 通常強盜ノ未遂ハ領得ヲ遂ケザルトキニ成立ス、即チ奪取ノ目的ヲ以
テ暴行脅迫ニ着手スレハ強盜ニ着手セルコトナリ、

事後強盜ノ未遂ハ竊盜ノ犯人カ暴行脅迫ヲ加フルモ結局財物ヲ奪取セ
強盜罪

四五

カリシトキニ認メラル

昏醉強盗ノ未遂ハ財物ヲ奪取スルニ至ラザルトキニ成立スルヲ以テ通
常トナスモ奪取ノ目的ヲ以テ昏醉ヲ企テ而モ昏醉セシムル能ハザル下中
ニモ存在ス

強盗強姦ノ未遂ハ強姦ヲ遂ゲザルトキニ成立ス、即チ此ノ場合モ財物
ノ奪取ハ犯罪ノ成否ニ関係セス、強盗強姦致死ノ未遂モ亦然リ、
強盗ノ豫備ハ罰セラル(第ニ三七条)或ル豫備罪例ヘハ第一一三条ノ
放火ノ豫備、第ニ〇一条ノ殺人ノ豫備ハ情狀ニ依リ刑罰ノ免除ヲ受ルモ
此ノ場合ハ然ラス、二年以下ノ懲役ナリ(第ニ三七条)

第三章 横領罪

一 横領罪モ亦領得罪ノ一種ナリ、自己ノ支配内ニアル他人ノ物ヲ領得ス
ルントシテ手續トシテ財産権ヲ侵害マルニ依リ成立ス、窃盗ト異ルハ自己

支配内ニアル他人ノ物ヲ領得スルニ依リ

(一) 其ノ客体ハ自己ノ支配内ニアル物ナリ、法律ノ規定ハ自己ノ占有スル
他人ノ物ト云フモ其ノ所謂占有ハ民法ノ占有トハ異リ自己ノ支配ト云フ
ニ外ナラス、而シテ窃盗罪ニ於ケルト同シク動産ノ動産ヲ向ハサレトモ
他人ノ不動産力自己ノ支配内ニアルトキハ不動産ノ法律の取扱上取扱
テハ事實ニ於テ稀ナリ、
ルニ非レハ第ニ三三條ニ對抗スルヲ得ス(民法第ニ七七條、不動産登記法第
一條參照)從テ事實上不動産ヲ支配スルモ法律上ノ手續ヲ經ヤル限リハ
完全ニ之ヲ支配スルト云フヲ得ス、故ニ不動産ノ横領ニ關スル問題ハ多
クハ法律上ノ支配ニ關スル場合ナリ、學說判例ハ次ノ場合ヲ不動産ノ横
領ト見ル

未登記ノ他人ノ不動産ヲ事實上支配スル者カ前着ノ意思ニ反シテ
之ヲ處分スル場合

他人ノ不動産ノ登記簿上ノ名義人ニ過キザル者カ眞實ノ所有者ノ意
思ニ反シテ之ヲ處分スル場合、例ヘハ賣渡抵当、仮賣買、賣買ノ意

横領罪

思表示ニ依リテ未タ登記ナキ場合ニ賣主カ更ニ第三者ニ之ヲ賣渡ス場
合等之レナリ

處分

横領罪ノ成立ニツキ向題トナルハ代替物ノ種類ナリ、例ハハ金銭、敷
物等ハ通常其ノ箇性ニ重キヲ置クニ非ズ、其ノ価値カ標準トナリテ取引セ
ラル、カ故ニ他人ニ損害ヲ與ヘヌ程度ニ於テ之ヲ處分スルモ横領トハナ
ラス、換言スレハ社会觀念上其ノ處分カ他人ノ財産ノ侵害又ハ危険ヲ與
フル場合ニ非レハ犯罪トハナラス、於茲 向題ハ何ヲ標準トシテ他人ニ
損害ヲ與フルヤ否ヤノ点ヲ決定スルカニ在リ、此ノ向題ハ其ノ性質上一
般的ニ定ムルヲ得ヌ、畢竟向題ハ行為者ノ身分財産等種々ノ事情ニヨリ
テ之ヲ決スルノ外ナシ、尤モ代替物ト雖モ特定物トシテ取扱ハル、場合
ハ之ニ対シ常ニ横領罪成立ス、例ハハ封緘シタル金銭ノ如シ、
不法原因ニ依リテ委託ヲ受ケタル物ヲ勝手ニ處分スルトキニ犯罪カ成
立スル事例ハ贈賄ニ供スル約束ヲ以テ甲カ乙ヨリ受取りシ物ヲ横領シ
タル時ニ犯罪トナルカノ向題ナリ、判例ハ之ヲ積極的ニ解ス、判例ニ依

レハ民法第七〇八条ハ不当利得ノ返還請求權ニ關スル規定ニ過キス、從
テ不法ノ給與者乙ハ同条ニ依リ物ノ返還ヲ請求シ得サルモ所有權ヲ失フ
ノ理ナキヲ以テ所有權ニ基キ返還ヲ請求シ得ル、此ノ範圍ニ於テ横領罪ノ
成立アリト説明ス、併シ此ノ場合ニ甲ハ乙ニ對シテ贈賄スルノ義務ヲ負
フニ非ス(民法第九〇条参照)又之ヲ返還スルノ義務モナシ(民法七〇八
条)從テ結局之ヲ處分スルモ横領罪トハナラサルヘシ、

他人ノ物カ自己ノ支配ニ歸シタル原因ハ委託ニ基クテ錯誤又ハ偶然ノ
事情ニ基クテ横領罪ノ成立ニハ影響セザレトモ其ノ支配カ奪取行為ニ基
ク場合ハ之ヲ除外セサル可カラス、蓋シ奪取行為ニ基ク横領行為ハ性質
上奪取ノ繼續ニシテ此ノ場合ニ更ニ横領罪ヲ生スル餘地存セザル故ナリ、
横領ノ客體ハ原則トシテ上述ノ如ク他人ノ所有ニ屬スル物ナルカ自己
ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル物ハ横領ノ客體トナル(第二
五ニ条ニ項)例ハハ差押ヘタル動産ノ保管ヲ債務者ニ命シタルトキニ(一
民訴五六六条ニ項参照)債務者カ之ヲ處分スルハ横領罪ナリ、
封緘シタル容器ノ保管ヲ託サレタル時ニ受託者カ其ノ容器ノ中ニアル
横領罪

物ヲ処分スル行為カ横領ナリヤ窃盗ナリヤハ議論ノアル所ナリ。而シテ
 通説ハ其ノ内容ノ一部分ヲ処分スルトキニハ窃盗ナルカ否懸ノ儘。全部
 ヲ処分スルトキニハ横領ナリトス。通説ノ誤ナル前半ノ見解ハ正當ナル
 カ後半ニ對シテハ異議ヲ存ス。余ハ窃盗ノ刑罰ト横領ノ刑罰トノ鈞合上
 此ノ場合ヲ窃盗ト横領トノ想像上ノ競合ト解スルカ妥當ナリト考フ。

(三) 行為

横領ハ自己ノ支配内ニアル他人ノ物ヲ爾後自己スハ第ニ三條ニ對シ領得
 スルコトノ確定的意思表示トシテ客觀的ニ認め得ル一切ノ行為ヲ云フ。
 理論上作為不作為ヲ向ハサルモ事ノ性質上作為タルコトカ通常ナリ。消
 費賣却、質入等ハ其ノ最モ普通ノ場合ナリ。

四) 横領罪ノ種類

(1) 通常ノ横領罪(第ニ五ニ條)
 第ニ五ニ條ハ横領罪ノ本質ヲ定メタル基本ノ規定ナリ。故ニ或ル種
 類ノヲサル横領罪モ凡テ犯罪トナル場合ナリ。併シ第ニ五四條ノ規定ト
 ヲ對照スルトキニハ事實ニ於テ第ニ五ニ條ノ規定ハ自己ノ支配カ他人

ノ委託ニ基ク場合ニ限り適用セラル。ニ區テス。五年以下ノ懲役ナリ。
 (四) 業務上ノ横領罪(第ニ五三條)
 業務上支配スル他人ノ物ヲ横領スルニ依リ成立ス。公務員カ職務行
 為トシテ物ヲ支配スル場合ハ固ヨリ業務ノ性質カ他人ノ物ヲ支配スル
 ノ必要アル場合ハ凡テ本罪トナル。質屋營業、運送業等之ニ屬ス。主
 人ノ命ニ依リ一時的ニ物ヲ支配スルニ過ヤサル使用人ノ横領ハ之ニ含
 マル。コトナシ。此事ハ先ニ刑法本條ノ規定ニ依リ一年以上十年以下
 ノ規定アルニヨリ疑ナシ。然ルニ我大審院ハ使用人ノ横領モ本條ニテ
 罰スルコトヲ固守シ實際不都合ノ点多カリキ。故ニ大正七年ニ於テ第
 七七條ノ規定ヲ變更シテ本罪ヲ十年以下ノ懲役トシ實際ニ便宜ニナセ

ハ 他人ノ口有テ離レタル物ノ横領(第ニ五四條)

遺失物、漂流物等本人ノ意思ニ依ラズシテ其ノ所有ヲ離レタル物ヲ
 領得スルニ依リ成立ス。初メヨリ領得ノ意思ニヨリ自己ノ支配ニ移ス
 ト自己ノ支配内ニ未シニ後ニ領得ノ意思ヲ起ストヲ向ハス。又自己ノ支
 養領罪

配ニ未リシコトカ自己ノ意思ニ基クト錯誤又ハ偶然ノ事情ニ基クトヲ
 向ハス。埋藏物ヲ掘リタル場合誤リテ他人ノ物ヲ領得シ之ヲ返サ、ル
 場合、他人ノ置忘レタル物ヲ領得スル場合、逸走セル他人ノ家畜ヲ領
 得スル場合、運分ノ釣銃ヲ知りテ受取ルトキ、知ラズニ受取リテ返サ
 サルトキ等之屬ス。一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金、科料ニ十
 円以下ノ本罪ノ刑ノ輕キ理由ハ如斯物ニ付テハ何人ニ領得ノ意思ヲ起
 シ易キモノニシテ人情ノ上ヨリ見テ刑罰ヲ寛ニスル要アリトナスノ主
 旨ニ基ク、

(二) 親族間ノ横領(第ニ六五條)

第四章 毀棄罪

(一) 毀棄罪ハ領得ノ性質ヲ有セサル方法ニヨリ他人ノ財産権ヲ害スルコト
 ヲ本質トス、

(二) 客体ハ原則トシテ他人ノ所有ニ屬スル物ナリ、物カ他人ノ支配内ニ
 ルト自己ノ支配内ニアルトハ犯罪ノ成立ニ影響セズ、右モ自己ノ支配内

ニアル物ニ對スル場合ハ背任罪ト想像上ノ競合トナルコト多シ、一説ニ
 依レハ自己ノ支配内ニアル物ニ對スルトキハ横領罪ニナルト云フ見解ヲ
 リ、併シ領得罪ニハ他人ノ支配内ニ在ルカ否カ、社会観念上重要ナル事
 ナレトモ毀棄罪ニ於テハ之ハ重要ナルコトニ非ズ、故ニ余ハ自己ノ支配
 内ニアルカ否カニヨリテ異ル犯罪ト見ルノ要ナシト考テ、第ニ四四條ノ
 親族争鬭ノ規定カ毀棄罪ニ適用ナキコトモ右ノ理由ヨリ解ス、

自己ノ物カ本罪ノ客体タル例外ノ場合ハ差押ヲ受ケタル物権ヲ負擔シ
 又ハ賃貸スルトキナリ(第ニ六二條)、此ノ場合ニ被害者トシテ告訴権ヲ
 有スル者ハ第ニ六二條ノ規定ニ依リテ保護セラレ、居ル者ナルカ第ニ三
 九條ノ種ノ物ヲ毀棄スル場合ニハ所有者ニ被害者トシテ告訴権ヲ有ス、

(三) 行為

行為ハ毀棄ナリ、毀棄トハ領得以外ノ方法ニ依リ物ノ効用ヲ減却減小
 スルコトナリ、即チ物ノ用法ニ從ハサル處分ナリ、通常ハ物ノ實質ヲ破
 壞スル事ナルカ必スシモ夫レニ限ラズ、例ハ氷ヲ融カシテ水ト為ス事
 繪ニ墨ヲ塗ル事、機械ヲ解体スル事、指輪ヲ海中ニ投ケ込ム事、烏籠ノ
 毀棄罪

為池ノ鯉ヲ逃カス事、食器ニ放尿スル事等モ毀棄ナリ、法律ノ規定ニハ毀棄ト云フ言葉ノ外ニ損壊、傷害、隱匿等ノ語ヲ用フルハ之當該ノ場合ニ適當ナル語ヲ用ヒシノキニシテ意味ニ於テ異ルモノニ非ス、

四 種類

1) 文書毀棄罪

之ニハエツアリ、

一、公用文書ノ毀棄罪ナリ(第ニ五八条)公務所用ニ供スル文書ヲ毀棄スルニシテ公文書所ノ用ニ供スル文書所ノ公用文書ハ現在使用中ノ文書ノミナラス公務所ニ保管中ノ物ヲモ含ム、公成ノ文書タルト私成ノ文書タルトヲ向ハス、故ニ差出人ニ還付スヘキ文書、私人ニ返スヘキ文書ハ勿論ニ使用済ノ文書ヲモ含ム、

文書ノ毀棄ハ上述ノ如ク文書ノ初用ヲ滅却減小スル事ナルヲ以テ破棄スルト塗滅スルト隠匿スルトヲ向ハス、又証書ニ貼付セル印紙ヲ剝キ取ル事、書類ノ綴り目ヲ切りテ前後ノ順序ヲ乱ス事モ毀棄トナル、本罪ハ三月乃至七年ノ懲役ナリ、

二、私用文書ノ毀棄罪(第ニ五九条)

權利義務ニ関スル他人ノ文書ヲ毀棄スルニ依リ成立ス、權利義務ニ関セサル物ニ付テハ後述ノ物権ノ毀棄罪カ成立スルニ過キ入、本罪ハ申告罪ナリ(第ニ六四条)五年以下ノ懲役ナリ、

三、物権毀棄罪

之ニモ二種アリ、

一、建造物、艦船ノ毀棄罪 (第ニ六九条)

法律ノ規定ハ事物ノ性質ニ應シテ損壊ト云フ語ヲ用フ、其ノ意ハ物ノ初用ヲ滅却減小スルニ外ナラス、現存スルモノ否マ向ハサルモノ、現存スル艦船ニ対スルトキハ第一ニ六条ニ項ト想像上ノ競合トナル、五年以下ノ懲役ナリ、其ノ結果人ヲ死傷ニ致シタルトキハ傷害罪ニ比シ重キニ從テ處断セラル、

二、其他ノ物ノ毀棄罪 (第ニ六一条)

法律ノ規定ハ傷害ナル語ヲ用フ、生物ノ毀棄ヲ傷害ト云ヒ然ラサル物ノ毀棄ヲ損壊ト云フハ普通ノ用語法ナレ共要ハ物ノ初用ヲ滅却減

包

小ヌルニ在リ、
 本罪モ申告罪ナリ（第ニ六四條）、三年以下ノ懲役又ハ五〇〇円以下
 罰金科料（二十円迄）ナリ
 信書隱匿罪（第ニ六三條）
 他人ノ信書ヲ匿ス事ニ依リ成立ス、隱匿モ亦放棄ノ一形式ニ外ナラ
 ス、郵便官着ノ取扱中ノ物ニ付キテハ郵便法第五ニ一條ノ適用アリ、
 本罪モ申告罪ナリ（第ニ六四條）六月以下ノ懲役、葉錮又ハ五〇円
 以下ノ罰金、科料トス、

第五章 詐欺罪

- (一) 詐欺罪ハ利得ノ目的ヲ以テ他人ヲ欺キ財産権ヲ奪フ事ナリ、他人ヲ欺
 ク事自体既ニ違法行為ナルカ夫レカ犯罪トナルニハ他人ノ損害ニ於テ利
 得スル事ヲ必要トス、此ノ意味ニ於テ刑法ノ如ク詐欺罪ト云フヨリモ旧
 刑法ノ如ク詐欺取罪ト云フ方用語上ヨキ事ナリ、
- (二) 客体ハ他人ノ支配内ニアル財物又ハ財産上ノ利益ナリ（窃盜罪及強盜

罪参照)

(三) 行 為

此行為ハ他人ヲ欺キテ物ヲ騙取シ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人
 ニ之ヲ得サス事ヲ必要トス、欺クトハ或ハ虚偽ノ事實ヲ述ベ或ハ真正ノ
 事實ヲ陰匿スル等ノ手段ニ依リ他人ヲ錯誤ニ陥レ又ハ既ニ錯誤ニ陥レル
 者ニ對シ其ノ狀態ヲ持續セシムル事ヲ云フ、作為ニ依ルト不作為ニ依ル
 トヲ向ハス、騙取トハ錯誤ヲ利用シテ財物ヲ取得スル事ヲ云フ、換言ス
 レハ錯誤ニ依ル處分行為ニ依リテ一方被害者ニ損害ヲ生セシメ他方行為
 者カ夫レハ利得スル事ナリ、欺問スルモ被害者ノ處分行為ニ依ラズシテ
 利得スル事ハ詐欺罪トハナラス、例ヘハ欺キテ外出セシメ莫ク留守ニ財
 物ヲ奪取スルハ窃盜ニシテ詐欺ニ非ス、
 上述ノ事ハ財産上ノ利得ヲ得ル時ニ言フ、次ニ茲ニ處分行為ト云フ
 ハ被害者カ行為者ニ利益ヲ取得セシムル行為ノミヲ云フニ非スシテ廣ク
 被害者ガ事實上ノ~~利益ヲ取得セシムル~~行為ヲ意味ス、欺問ニ基キ被害者
 ノ放棄セル物ヲ拾得スル場合ニテモ其ノ錯誤ヲ利用シテ利得シタル点ニ
 詐欺罪

(三) 付キ詐欺罪ノ成立ヲ認ム、
損害ヲ利得

詐欺罪ハ被害者ノ損害ニ於テ行為者カ利得スルヲ要ス、行為者カ利得
スルニ被害者ニ於テ損害ヲ受ケサル場合例ヘハ招待ヲ受ケタル如ク装フ
テ宴遊会ノ余興ヲ見物スルカ如キ、又ハ被害者ニ損害ヲ受ケタル如ク装フ
得セサル時例ヘハ他人ヲ欺キテ其ノ所持品ヲ破壊セシムル如キハ共ニ詐
欺罪ニ非ラス、

上述ノ如ク詐欺罪ハ被害者カ損害ヲ被ルコトヲ要スルカ故ニ他人ヲ欺
キテ財物ヲ交付セシメタリトスルモ夫レト同価値又ハ夫レ以上ノ価値ア
ル対価ヲ其フル時ニハ詐欺罪トハナラス、故ニ學說ニ於テ詐欺罪ヲ財産
一敏ニ対スル罪ト云フ結果ニ於テ全財産ノ減少ヲ未ダ事ヲ要件トスト云
フ意ナリ、尤モ事實損害アリタルカ否カハ單ニ反対給付ノ客観的価値ニ
於テ決スヘキニハ非スシテ被害者ノ主観的事情ヲモ判断ノ標準ニ加ヘサ
ル可カラス、即チ客観的ニハ損害ナシトスルモ欺カレシ事カ處分ヲ為ス
ノ唯一ノ原因タルトキ換言セハ欺罔ナカリセハ反対給付ノ如何ニ拘ラス

(四) 處分行為ヲ為サ、リシナラント云フ場合ハ詐欺罪トナル

詐欺罪モ不欺罔セラレタル者ト財産上ノ損害ヲ受ケタル者トカ同一人
ナル事ヲ要セス、故ニ裁判所ヲ欺キテ勝訴ヲ得之ニ依テ相手方ニ損害ヲ
與フル事ハ詐欺罪ナリ、他人ヲ騙スモ法律上正当ナル利益ヲ受フル事カ
詐欺罪ナラサルハ領得ニ於テ同シ、

(六) 詐欺罪ノ成立スルコトハ当事者向ノ法律行為ノ効力ヲ左右スルモノニ
非ス、欺罔ノ為メ法律行為ノ要素ニ錯誤アル時ハ無効ナルカ然ラサル時
ハ只取消得ルニ過キストナスカ我民法ノ主義ナリ(民第九五條、第九六
條一項)、附作或ル条理ニ違反スル行為ヲ一方ニ於テ犯罪トシテ他方
ニ於テ其ノ行為ノ効力ヲ是認スルコトハ避ケサル可カラス、之立法的
旨、法律現象ノ不健全ナル發見ナレハナリ、

(七) 詐欺罪ノ種類

- (一) 通常ノ詐欺罪(第ニ四六條)
- (二) 十年以下ノ懲役、未遂犯ハ罪セラル(第ニ五〇條)
- (三) 準詐欺罪(第ニ四八條)
- (四) 詐欺罪

未成年者ノ智慮ノ淺薄ナルコト又ハ人ノ心身ノ脆弱狀態ヲ利用シテ
利得ヲスル犯罪ナリ、刑罰ハ前ト同シ、

本罪ノ未遂罪モ罰セラル(第ニ五〇条)

親族向ノ犯罪(第ニ五一條)

(註) 四

強盜(第ニ三六條一、二項)

Separation violence (佛國) — Raus (独逸)

Extortion (400 I) (佛國)

恐喝(第ニ四七條)

Chantage (400 II) (佛國)

詐欺(第ニ四六條)

Escroquerie (405) (佛國) — *Betrug* (263) (独逸)

第六章 恐喝罪

一) 利得ノ目的ヲ以テ人ヲ恐喝シテ財産権ヲ侵害スル事ヲ本質トス、恐喝

即チ人ノ自由ヲ侵害スル事ヲ手段トスル点ニ於テ強盜罪ニ類シ、他人ヲ
シテ處分行為ヲナシムル点ニ於テ 罪ト起テ同ウス、即チ恐喝罪ハ
強盜罪ト詐欺罪トノ中間ニアリ、

(二) 行為

人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメ若クハ財産上不法ノ利益ヲ得スハ他人
ニ得サシムル事ヲ必要トス、恐喝ハ脅迫ノ程度低キモノナリ、換言スレバ被
害者ノ反抗ヲ抑壓スルニハ足ラザルニ而テ被害者ノ意思ノ決定ヲ左右ス
ル事ニ依リテ被害ヲ通告スルコトヲ云フ、脅迫ハ生命身体ニ対スル害悪
ノ通知タルコト通常ナルカ恐喝ハ多クノ場合ニ於テ名譽ニ対スル害悪ノ
通知ノ形ニテ現ハル、併シ必ズシモ名譽ニ対スル通知タルコトヲ要セス、
例ハハ運勢ヲ變キテ人ヲ恐怖セシメ金錢ヲ出サヌ場合ノ如キモ恐喝罪ト
ナル。

(三) 損害及利得

恐喝罪ニ於テモ亦他人ノ損害ニ於テ自己カ利得スルコトヲ要ス、從テ
他人ニ損害ヲ與ヘザル時ハ本罪トハナラス、恐喝ノ被害者ト財産ノ被害
恐喝罪

若ト同一タルヲ必要トセサルコトハ恐喝シテ正当ナル利益ヲ受クルモ本罪トナラサルコトハ詐欺ニ於ケルト同シ、

四 恐喝罪ノ種類

ハ) 通常ノ恐喝罪(第ニ四九条)

十年以下ノ懲役ナリ、未遂犯モ罰セラル(第ニ五〇条)

イ) 親族間ノ恐喝罪(第ニ五一條)

第七章 贓物ニ關スル罪

一) 本罪ハ他人カ財産ニ對スル不法行為ニ依リテ得タル利益ノ保持ヲ確實ナラシムル事ニ依リ被害者ノ財産権ヲ侵害スル罪ナリ、他人カ不法ニ取得シタル物ヲ保管スルト運搬スルト又自己ニ於テ更ニ領得スルトトテ向ハス、唯要ハ被害者ノ財産回復ヲ不能又ハ困難ナラシムル事ニ在リ、

二) 客体

客体ハ贓物ナリ、贓物トハ財産ニ對スル不法行為ニ依リ他人カ現ニ支配シテ、アル物ヲ云フ、動産ト不動産トヲ向ハス、而シテ本罪ハ被害者

ノ財産回復ヲ不能又ハ困難ナラシムル事ヲ本質トスルカ故ニ物カ贓物タルニハ夫ニ對シテ他人カ尙財產権ヲ有スル事ヲ必要トス、故ニ所謂原因カ不法ナル爲メ給付ヲナシタル者ニ於テ最早返還ヲ請求シ得ルモノ(民法第七〇八條)返還請求権カ時効ニ依リテ消滅シタル場合又ハ一旦贓物ナリシモ其後或ハ即時取得ニ依リテ第三者ノ所屬ニ歸シタル物(民法一九二條)或ハ加工ニヨリテ所有権ノ移轉シタルモノ(民法二四八條)等ハ最早贓物ト云フコトヲ得ス、更ニ財産ニ對スル不法行為ハ必ズシモ本罪タルコトヲ要セス、其ノ行為カ所謂不法タル事ニテ充テテ、故ニ例ハハ歸責能力ナキ者ノ竊ニケル物、親族間ノ竊盜ニヨリ取得シタル物ト雖モ贓物タルコト妨ケス(独乙法ハ之ニ反ス)、

最後ニ贓物ノ代償トシテ得タル物カ贓物ナリヤ否ヤノ問題アリ、此ノ問題ニ對シテハ金錢ト金錢以外ノ物トヲ區別シテ論ズル必要アリ、惟ス本末代物請求權ハ当該ノ物ニ就テノミ存ス、從テ原則トシテ代物請求權ハ其ノ物ノ上ニ存スルニ過キス、併午金錢ハ社会觀念上其ノ類ニ畫キテ置キ其ノ個性ニ着眼スルモノニ非ス、此ノ意味ニ於テ例ハハ盜ミタル金贓物ニ對スル罪

銭ヲ両替シテ得タル金銭又ハ盗ミタル金銭ヨリ生シタル釣銭等ハ依然トシテ贓物ナリト考フ(此点ニ就テモ独乙ノ通説ハ反对ナリ)

(三) 行為

他人ガ財産ニ対スル不法行為ニ依リ取得セルモノヲ確保スル事ニ依リ被害者ニ対シテ財産上損害ヲ興フルコトヲ必要トス。夫カ何人ノ為メニ為サル、カ場合ニ依リテ異ル。

(四) 種類

(1) 贓物ヲ收受スル罪(二五六条一項)
無償ニテ贓物ノ交付ヲ受ケル罪ヲ云フ。自己ノ為メニスルト他人ノ為メニスルトト向ハス。三年以下ノ懲役ナリ。

(2) 贓物ノ運搬、寄藏、故買、牙保スル罪(二五六条二項)
運搬トハ財産ニ対スル罪ノ犯人即チ原犯ノ為メニ贓物ノ位置ヲ移轉スル事ナリ。有償ト無償トト向ハス。

寄藏トハ原犯ノ為メニ贓物ノ保管ヲナス事ナリ。質ニ取ル事モ寄藏ノ一種ナリ。

故買トハ有償ニテ贓物ヲ取得スル事ナリ。買収スル場合ノミナラス交換シテ得ル事債務ノ辨消トシテ受ケル事等ヲ含ム。

牙保トハ原犯ノ為メニ贓物ノ處置ヲ周旋スル事ナリ。賣却、質入ノ周旋等之ニ属ス。十年以下ノ懲役及一〇〇円以下ノ罰金ナリ。

(四) 親族向贓物ノ罪(二五七条)

此ノ規定ニ定ムル親族、家族ノ關係アル者ノミノ間ニ於テ贓物ニ關スル犯罪アルトキニハ刑罰免除ノ特典ヲ受ケ、此ノ親族關係カ、

一、財産ニ対スル罪ノ犯人ト贓物ニ關スル罪ノ犯人トノ間ニ存スル事ヲ要スルカ

二、財産ニ対スル罪ノ被害者ト贓物ニ關スル罪ノ犯人トノ間ニ存スル事ヲ要スルカ

三、右兩者ノ關係ヲ含ムカ

ハ問題ナリ。通説ハ第一説ヲ採ルモ余ハ最後ノ説ニ依ルヘキモノト考フ。蓋シ此ノ規定ノ直接ニ犯罪トシテ居ル点ハ第一ノ關係ナルカ先述ノ如ク贓物ニ關スル罪ハ本質上財産ニ關スル罪ニシテ財産ニ対スル罪ニ關スル罪

ハ凡テ被害者トノ關係ヲ余酌セザル可カラサル故右ノ如ク解スルナリ
如斯身分關係ナキ共犯ハ勿論通常ノ刑罰ニ依リ罰セラルル(第二五七条
ニ項)

大六

第八章 背任罪

(一) 背任罪ハ他人ノ為メニ事務ヲ處理スル者カ其ノ任務ニ背キタル行為ヲ
ナシ本人ニ財産上ノ損害ヲ蒙ラシムル事ニ依リテ成立ス。即チ本罪ハ他
人ニ対シ誠実ヲ缺ク事ニ依リテ權利者ニ財産上ノ損害ヲ與フル事ヲ本質
トス。

(二) 主体ハ他人ノ為メニ事務ヲ處理スル者ナリ、事物ノ性質ヨリ見テ法律
上他人ニ代リ之ヲ代表シテ事務ヲ処理スル者ニ限ラサル可カラズ、親権
者、後見人、財産管理人、請負人、受任者、事務管理者等ナリ。即チ
其ノ事務ハ多少範圍ニ於テ廣ク独立ノモノナル事ヲ要件トス。他人ノ命
令ニヨリ細々ノ事務ニ服スル者ノ如キハ之ヲ含まズ。尚茲ニ云フ他人ノ
中ニハ法人ヲモ含ム。

(三) 行為

任務ニ背キタル行為ヲナシ本人ニ財産上ノ損害ヲ加フル事ヲ必要トス。
任務ニ背クトハ法律上必要ナル注意ヲ為サズ意ナリ。換言スルハ其ノ在
任務ノ本旨ニ從ヒ適當ニ處理スルノ義務ヲ盡サ、此事ヲ意味ス。作為ニ依
ルト不作爲ニ依ルト同ハス。次ニ財産上ノ損害ハ本人ニ財産上ノ全部
又ハ一部ヲ喪失セシムル所ノ積極的ノモノ、ミナラス得ヘカリシ利益ヲ
失ハシムル所ノ消極的ノモノヲモ含ム。

(四) 更ニ目的トシテ自己又ハ第三者ノ利益ヲ計リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル
意思アル事ヲ必要トス。茲ニ云フ利益又ハ損害ハ財産的の利益又ハ損害ノ
意味ナリ。尤モ通説ハ之ヲ廣ク解シテ財産的ノモノナルト否ト同ハサ
ルモ此ノ見解ニ從フトセハ例ハ社員ヲ病氣靜養ノ目的ニテ欠勤セシ為
メ会社ニ損害ヲ加ヘタリト云フモ自己ノ利益ヲ圖ルト云フ意ニ於テ背
任罪トナリ刑法カ背任罪ヲ設ケタル主旨ニ反スルナラン。右ノ目的ヲ欲
ク場合ハ事實ニ於テ財産上ノ損害ヲ生スルモ背任罪トナラス。例ハ誠
實ニ任事ニ從フモ仕事ノ分量多キ為メ又ハ任務ノ主旨ヲ誤解セル為メ他

背任罪

大七

(五) 種類

人ニ損害ヲ加ヘタル場合ノ如キハ背任罪ニ非ス

1) 通常ノ背任罪(第ニ四七条)

五年以下ノ懲役又ハ一〇〇〇円以下ノ罰金ナリ

2) 親族間ノ背任罪(第ニ五一一条)

第二編 社會ノ法益ニ對スル罪 第一 偽造罪

此ノ法益ノ何タルカハ議論ノ存スル所ナルカ此ノ犯罪ハ重要ナル取引手
錢ノ真正ナル事ニ對スル一般ノ信用ヲ害スル罪トナスカ通説ナリ

第一章 通貨偽造罪

(一) 本罪ノ客體ハ通貨ナリ。通貨トハ取引上價格ノ標準トシテ交換ノ媒介
者タル役目ヲナスモノヲ云フ。事實國內ニ流通スルモノ價格ノ標準交換ノ
媒介者トシテ一般的ナラサルモノハ通貨ニ非ス。例ヘハ小切手ノ如シ。
通用期間ニ付キ制限アルモノハ其ノ期間内ニ限り本罪ノ客體タリ得。其
ノ前後ニ於テハ通貨ト云フヲ得ス。併シ強制通用ノ額ニ付キ制限アル事
ハ通貨ノ性質ニ影響ヲ及ホスモノニ非ス。
現今我國ニ於テ認メラル、通貨ハ貨幣、紙幣、銀行券ノ三者ナリ。貨
幣ハ金屬ヨリ作ラレ夫レ自體價格ヲ有ス、其ノ種類ニ付テハ貨幣法第三
通貨偽造罪

条一規定アリ、即ち金貨、銀貨、白銅貨、青銅貨ノ四種ナリ、右ノ中金貨ハ所謂法定貨幣ニシテ其ノ表ハス名価ト同一ノ実價ヲ有スルカ他ノ貨幣(補助貨幣)ハ必ラスシモ名価ト実價ト一致セズ又其ノ強制通用カハ一定ノ制限内ノ額ニ付キ認めラレテ居ルニ過キス(第七條)

紙幣ハ貨幣ノ代用トシテ政府ノ發行スル通貨ナリ、發行者ノ信用ニ依リ夫レ自体価値ヲ有スル紙幣ナリ、先年小貨幣緊急勅令ニ依リ發行セラレタル小紙幣ノ如キハ之ニ屬ス(又止去年法律二〇二五)

銀行券ハ法令ノ認許ニヨリ一定ノ銀行ニ於テ發行シ其ノ所持人ニ對シ一定ノ金額ノ支拂ヲ約スル所ノ証券ナリ、現今發行権ヲ有スル銀行ハ日本銀行ナリ、朝鮮銀行ト横濱正金銀行トハ朝鮮、南東州、支那ニ於テ通用スル銀行券ヲ發行スルノ權利アルモ之ニ對シテハ刑法ノ規定カ当然ニ適用セラル、誤ニハ非ス、即ち前者ニ對シテハ明治三十八年法律五十一號ニ依リ後者ニ對シテハ明治三十八年法律六十大號ニ依リ刑法ノ適用アルニ過キス、

内國ニ流通スル外國ノ通貨モ亦偽造罪ノ客体トナルカ此種ノモノハ現

今ハ存在セズ、茲ニ云フ流通カ法律ニ云フ流通ノ意ナルカ事實上ノ流通ノ意ナルカハ論争アルトコロナリ、通説ハ通貨ノ保護セラルノ理由ヲ其ノ強制通用力ニ認メ從テ所謂流通ヲ法律上ノ流通ノ意ニ解ス、併シ取引ノ信用ヲ害スル危険ハ事實上ノ流通スルニ過キザル外國通貨ニ付テモ同一ナレハ此ノ點ハ事實上ノ流通ト解スルカ妥當ナリト思惟ス、外國ニ於テノ流通スル外國通貨ニ付テハ特別規定アリ(明治三十八年法律六十大號ヲ参照セラレタシ)

行爲トシテハ偽造・變造・行使・交付・輸入、收得等數種規定サル、偽造トハ通貨ノ發行権無キ者カ眞貨ニ似セテ偽貨ヲ造ル事ヲ云フ、偽造ノ程度ハ一概ニ取引ニ於テ眞貨ナリト信セシムルニ足ル程度ノ外觀ヲ備フル事ヲ必要トス、模擬カ此ノ程度ニ達セサル時ニハ特別法ノ適用アルモ刑法ノ適用ナシ、(明治三十八年法律ニハ辨大六辨)現存セズ通貨ヲ作成スル事モ理論上ハ偽造トナルカ事實上トシテハ辨ニ起ル事ナリ、蓋シ存在セズ通貨ヲ造ルモ一概人ヲシテ眞貨ト信セシムルニ足ラサル事通常ナレハナリ、

通貨偽造罪

変造トハ眞實ノ外觀ヲ失ハシムル範圍ニ於テ眞實ニ變更ヲ加フル事ヲ云フ、故ニ眞實ノ眞實ヲ材料トシテ新貨ヲ造ル場合ハ変造ニハ非スシテ偽造ナリ、変造ニハニツノ場合ヲ考フルコトヲ得、其ノ一ハ眞實上ノ変造ニシテ他ハ名目上ノ変造ナリ、前者ハ眞實ナル通貨即チ貨幣ノ核ヲ削リテ其ノ量目ヲ失ハシムル場合ニシテ後者ハ通貨ノ価格記載ヲ變更シテ他ノ通貨トスル場合ニ存ス、尤モ後ノ場合ハ事實トシテハ極メテ稀ニ起ル事ナリ、

行使トハ事情ヲ知ラサル人ニ偽貨ヲ眞貨トシテ主張スル事ヲ云フ、交附トハ偽貨タルノ事情ヲ知レル人ニ供フル事ヲ云フ、即チ事實トシテハ行使ノ教唆又ハ幫助ノ場合ナリ、

輸入トハ偽貨ヲ領土外ヨリ領土内ニ移ス事ヲ云フ、海上又ハ空中移送ノ場合ニハ領水又ハ領空内ニ運ブ事ヲ以テ行為ノ完成ト見ル可キカ陸上ニ運ビタル時ヲ以テ其ノ標準トス可キカニ付キ議論アリ、通説ハ後説ヲ採ル、

取得トハ偽貨ヲ取得スル九テノ場合ヲ意味ス、即チ合意ニ依ルト一方

行為ニ依ルトヲ向ハス、

(三) 以上ノ行為ハ行使ノ目的ヲ以テ行ハレタル時ニシテ罰セラル、行使ノ目的トハ偽貨カ交換ノ媒介者トシテ作用ス可キ事ヲ豫見スルト云フ意味ナリ、此ノ意味ニ於テ學術上ノ標本トシテ通貨ヲ作成スル場合ノ如キハ犯罪トハナラス、

(四) 種類

(1) 通貨ヲ偽造又ハ変造スル罪(第一四八条一項)

無期又ハ三年以上ノ懲役ナリ、

(2) 偽貨ヲ行使・交附・輸入スル罪(第一四八条二項)

刑罰ハ同上

(3) 内國ニ流通スル外國ノ偽貨ヲ行使・交附・輸入スル罪(第一四九条三項)

三項)

二年以上ノ有期懲役ナリ、

(4) 内國ニ流通スル外國通貨ヲ偽造又ハ變造スル罪(第一四九条一項)

刑罰同上、

通貨偽造罪

(六) 偽貨ヲ取得スル罪(第一五〇条)

三年以上ノ懲役ナリ

以上各罪ノ未遂犯ハ罰セラル(第一五二条)

又偽造・変造ノ豫備モ

亦犯罪トナル(第一五三条)

犯罪タル豫備行為ハ偽造・変造ニ使用スルノ目的ニテ機械・原料ヲ準備スルニ依リ成立ス、即チ刑法ハ罰スヘキ豫備ノ方法ヲ制限ス、尚第一五三条ニハ規定セサルモ豫備モ本行儀ノ目的ヲ有スル場合ニ非

レハ罰セララス、三月乃至五年ノ懲役ナリ

(七) 行使及交付ニ関スル特別罪(第一五二条)

取得シタル偽貨ナル事ヲ知リテ之ヲ行使又ハ行使ノ目的ヲ以テ他人ニ交付スルニ依リ成立ス、偽貨タルノ事情ヲ知ラスシテ取得セル場合ニハ再々他人ニ渡シテ損害ヲ免ントスルハ人情ナリ、此ノ理由ニ依リ刑法ハ之ヲ特別罪トシテ輕ク罪ス、此ノ場合ハ理論上詐欺ヲ假テ事通常ナルカ此ノ規定ヲ諒ヤタル精神ニ鑑ミ處罰ニ就テハ詐欺罪ノ性質ヲ認め可キニ非スト考テ、本罪ノ刑罰ハ行使又ハ交付シタル偽貨ノ名

紙ノ三倍以下ノ罰金又ハ科料ナリ、但シ一円以下ニ下スコトヲ得ス

第二章 文書偽造罪

(一) 客体ハ文書及圖画ナリ、文書ハ文字又ハ之ニ代ルハキ發音的符號ヲ以

テ(電信・速記符號等)或物体ノ上ニ其ノ物体ト加体シテ表ハサレタル

意識ノ記載ヲス、文書、意識ノ記載ナル故其ノ表示者、何人ナルカ、

文書自体ニ表ハル、事ヲ要ス、尤モ当事者カ直接ニ表ハレテ居ル事ヲ要

セス、右ノ要件ヲ具フル以上ハ其ノ物体ノ種類・記載ノ方法ハ之ヲ問ハ

ス、所謂省略体ノ文書モ亦茲ニ云フ文書ノ中ニ含まル、例ハ「汽車電車

ノ乗車券、如キ之ナリ、圖画モ亦或物体ノ上ニ其ノ物体ト加体シテ表ハ

サレタル意思ノ記載ナル点ハ文書ト同シナレトモ發音符號ニ依ラスシテ

象形的ノ方法ヲ以テ記載サレタル点ハ文書ト異ル、尤モ廣ク文書ト云フ

時ニハ固有ノ意味ニ於ケル文書ト圖画トヲ含ム、

文書ハ大体右ニ述ヘタル如キモノナルカ刑法上問題トナル文書ハ更ニ

一要件ヲ必要トス、即チ問題タル文書ハ其ノ内容カ法律上重要ナル事象

文書偽造罪

ニ關係アル事ヲ必要トス。此ノ制限アル故ニ刑法上文書ノ範圍ハ甚ク狭クナル。例ハ、繪画ノ讚ノ如キハ刑法上所謂文書ニ非ス。ノミナラス、画ハ通常美術品トシテ取扱ハレ意識ノ表示ト云フヲ得キルヲ以テ文書偽造罪ノ客体タル画ハ實際ニ於テ非常ニ少ナシ。

刑法上ノ文書ハ次ノ如シ

御爾、國爾 御名ヲ用ヒテ作成サレシ文書ヲ云フ。詔書ノ外勅書、上諭等其ノ例ナリ。

公文書

公務所又ハ公務員カ職務ニ関シ作成セル文書ヲ云フ。私人ノ作成セル文書ハ公務所ニ備ヘラル、事ニ依リテハ未タ公文書トハナラサルモ公務所又ハ公務員カ之ニ附記シタル場合ニハ其ノ部分ハ公文書トナル即チカ、ル文書ハ私文書ノ性質ト公文書ノ性質ト有スル文書ニシテ處罰ニ付テハ重キニ從ヒテ論セラル。公文書ハ公務所、公務員カ廢止サレタル後ニ於テモ依然トシテ其ノ性質ヲ失ハス。

私文書

私人ノ作成セル文書ヲ云フ。前述ノ如ク刑法上ノ文書ハ其ノ内容カ法律上重要ナル事實ニ關係アルヲ要ス。天皇名義ノ文書、公文書ハ一類ニシテ性質ヲ備ヘテ居ルトモ私文書ハ必スシモ然ラス、即チ偽造罪ノ客体タル私文書ハ權利義務ノ得喪變更ノ結果ヲ目的トスル文書及シテ三項ニ關係ナル事實ヲ証明スル文書ナリ。尤モ文書ニ表ハサレタル意思表示ノ有効無効ト文書ノ成立トハ無關係ナリ。例ハ、無効ノ契約證書ヲ利用シテ損害賠償ノ原因ヲ証明スル事モ出來從テ斯カル文書ヲ偽造スル行為ハ私文書ノ偽造罪ヲ構成ス。

行為

偽造、表造、虚偽ノ記載、行使ノ四ヲ規定ス。

偽造トハ権限ナキ者カ権限外ノ文書ヲ作成スル事ナリ。即チ真正ナラ

サル内容ノ文書ヲ作成スル事ナリ。作成名義ヲ偽ルコト通常ナルカハ有テ偽造ニ然ラサル場合ニ於テモ作成者ニ権限ナキ時從テ作成サレタル文書ノ内容カ真正ナラサル時ハ偽造ナリ（實質主義）。尤モ通説ハ之ニ反ス

文書偽造罪

通説ニ従ハシテ文書ノ作成名義ニ偽ナキ時ニハ文書ノ内容ノ如何ニ拘ラス
偽造ニハ非スヲ説明ス(形式主義)余カ茲ニ述ヘタル見解ト通説トハ実
際上餘リ差ハ無ケレトモ次ノ場合ニ見解分ケル。即チ代理権無キ者カ代
理資格ヲ~~具備~~シテ文書ヲ作成スル場合ニハ文書偽造ニナルヤ否ヤニ就キ議
論分ル。通説ニ依レハ此ノ場合ハ文書ノ作成者カ代理権ナキニ關ラズ代
理権アリト主張スルノミニシテ換言スレハ唯文書ノ内容ヲ偽ルノミニシ
テ作成名義ヲ偽ル者ニアラサルカ故ニ偽造ニ非ストセサル可カラズ、尤
モ判例ハ代理名義ノ冒用ノ場合ハ之ヲ偽造ト見ル。即チ判例ハ形式主義
ニ立チテ之ヲ貫徹セズ、反之茲ニ述ヘタル立場ヨリ云ハ、此ノ場合
ハ眞實ニ合セサル文書ヲ作ル場合ニシテ從テ文書偽造ト云ハサル可カラ
ズ、一定ノ権限アル者カ権限ノ範圍ヲ超エテ文書ヲ作成スル場合ヲ論ス
レハ(無形偽造)此点ニ付刑法ハ唯公文書ニ關シ規定セルニ過キサルモ、
(第一五六条、第一六〇条参照)私文書ニ關シテモ同一ニ取扱ハネハナ
ラヌ場合アリト思惟ス、例ヘハ代理人カ代理権ノ範圍ヲ超エテ文書ヲ作
成スル場合ノ如シ、尚偽文書ノ名義人ハ実存スルコトヲ要スルカ否カニ

就キ議論アレトモ余ハ前述ノ如ク文書偽造ニハ名義人ハ實在スルコトヲ
要セス、唯人ヲシテ文書ノ真正ヲ信セシムル程度ノモノナルトキハ名義人
ノ實在スルト否トハ犯罪ノ成立ニ關係ナシト思惟ス、從テ死者ノ名義ヲ
用ヒテ文書ヲ作成スル場合ニモ偽造罪ハ成立ス、

變造トハ権限ナキモノカ真正ナル文書ノ内容ヲ變更シテ不真正ナル文
書トスル事ナリ、尤モ既存ノ文書ヲ使用スルモ全然新ナル内容ノ文書ヲ
作成スル場合ハ偽造ニシテ變造ナラス、又文書ノ内容ヲ變更スルニ非ス
シテ唯其ノ効用ノ全部又ハ一部ヲ減殺スル場合ハレ文書ノ毀棄ニシテ變造
ニ非ズ、

虚偽ノ記載トハ文書ノ作成権限アル者カ虚偽ノ事實ヲ記載スル事ヲ云
フ、余ノ見解ヨリ云ハ、虚偽ノ記載ハ廣キ意味ニ於ケル偽造行為ニ含マ
ルモノナレトモ刑法ハ之ヲ區別シテ規定ス(有価証券偽造ニ於ケル虚偽ノ
記載参照)

行使トハ偽文書ヲ真正ノ文書トシテ使用スル事ヲ云フ、文書ノ性質種
類カ異ルニ依リ行使ノ方法モ同一ナラス、即チ通常ハ文書ノ交付又ハ提
示ノ書翰送達

示ヲ必要トスルトモ揭示ニヨル行使又ハ閲覧シ得ル態ニ備付タルコトニ
ヨリテ成立スル行使モ下リ。例ヘハ下籍簿・不動産登記簿、如キ後者ニ
屬ス。

(三) 以上ノ行為ハ行使ノ目的タルコトヲ必要トス。
種類

(イ) 天皇名義ノ文書ヲ偽造・変造スル罪(第一五四条)

本罪ハ真正又ハ虚偽ノ御名・御印ヲ使用シテ文書ヲ偽造・変
造ナルニヨリ成立ス。無期又ハ三年以上ノ懲役ナリ(第一五四条)。

(ロ) 公務所又ハ公務員ノ作成スヘキ文書ノ偽造変造罪(第一五五条)

本罪ハ印章・署名ヲ使用スル場合ト然ラサル場合トニ依リ處分ヲ異
ニス。前者ハ一年以上十年以下ノ懲役、後者ハ三年以下ノ懲役又ハ三
〇〇円以下ノ罰金ナリ。

(ハ) 公務員カ虚偽ノ記載ヲ為ス罪(第一五六条)

所謂無形偽造ノ一場合ニシテ公務員カ其ノ職務ニ関シ内容ノ真正ナ
ラサル文書ヲ作成スルニ依リ成立ス。印章・署名ノ有無ニ從ヒ處罰ヲ

要スル事ナリ。

(ニ) 公務員ニ対シ虚偽ノ申立ヲナシ其ノ錯誤ヲ利用シテ虚偽ノ文書ヲ作
成セシムル罪(第一五七条)項)

之モ亦無形偽造ノ一場合ニシテ實際問題トシテハ債権者ト債務者ト
間ニシテ登記官夫ニ虚偽ノ登記ヲ為サシムル事カ最も主ナルモノナリ。

權利義務ニ関スル公正証書ニ就テノ場合ト免狀選札旅券ニ就テノ場合

トニ依リ處分ヲ異ニス。前者ハ二年以下ノ懲役又ハ一〇〇円以下ノ罰
金、後者ハ六月以下ノ懲役又ハ五〇円以下ノ罰金ナリ。

本罪ノ未遂犯モ罰セラル(一五七条ニ項)

(ホ) 私文書ヲ偽造・変造スル罪(第一五九条)

印章・署名ヲ使用スルト否トニ依リ處分ヲ異ニス。前者ハ三月乃至
五年ノ懲役、後者ハ一年以下ノ懲役又ハ五〇円以下ノ罰金ナリ。

(ヘ) 医師カ公務所ニ提出ス可キ診断書・検案書・死七証書ニ虚偽ノ記載
ヲナス罪(第一六〇条)

所謂無形偽造ノ一場合ナリ。三年以下ノ懲役又ハ五〇円以下ノ罰
金ニ處ス。

金ナリ、

(1) 偽文書ノ行使罪(第一五八条一項、第一六一条)

以上ノ各罪ニ準シテ罰セラル、未遂犯モ亦罰セラル(第一五八条二項、第一六一条二項)

第三章 印章偽造罪

(一) 客体ハ印章及署名ナリ、コ印章トハ一定ノ事實ヲ証明スル為メニ文書其他物体ノ上ニ其ノ物体ト加体セル状態ニ於テ表ハサレタル文字又ハ附号ヲ云フ「通常ハ文字又ハ符号ヲ印刻シタル物ヲ当該ノ文書其他ノ物体ノ上ニ捺捺シテ表ハスモノニシテ從テ一紙ニ印章ト云ヘハ押捺ノ用ニ供スルモノヲ意味スル様ナルカ(印類)於茲向題トナルハ斯ルモノニハ非ス当該ノ文書其他ノ物体ノ上ニ表ハサレタル所謂印影ナリ、故ニ「肉筆」ニ依リ印影ヲ表ハス時ニモ印章ノ偽造トナリ、署名トハ一定ノ事實ヲ証明スル為メニ文書ノ上ニ記載セラレタル名義ヲ云フ、本条ハ自署ヲ意味ス、併ニ判例ハ之ヲ廣ク鮮シ木判、ゴム判、活字等ニヨリテ名義ヲ表ハストキニモ署名ト見居レ

印章及署名モ亦日常生活ニ関スル事實ヲ表明スル場合ニ依リ本罪ノ客体タルコト文書ニ於ケルト同シ、

印章及署名ヲ分テテ

(1) 御爾、国爾、御名、

(2) 公務所又ハ公務員ノ印章署名、

(3) 公務所ノ記號、

(4) 私人ノ印章、署名、

トス、右ノ中説明ヲ要スルハ公務所ノ印章ト記號トノ區別ナリ、此ノ点ニ就テハ種々ノ説アルモ判例ハ使用ノ目的ニ依リ之ヲ區別ス、即チ文書ニ表ハサレタルモノカ印章テアリ文書以外ノ物体例ハ公務所ノ書籍、器具等ニ表ハサレタル物カ記號ナリトス、但シ廣ク公務所ノ印章ト云ヘハ兩者ヲ全ク事勿論ナリ、

(二) 行為ハ偽造及使用ナリ、而シテ行使ノ目的ヲ要スル事ハ文書偽造罪ノ場合ニ同シ、

印章偽造罪

三種類

- (1) 御贖、回贖、御名ニ関スル罪（第一六四條）二年以上、有期懲役ナリ、
- (2) 公務所、公務員ノ印章、署名ニ関スル罪（第一六五條）三月以上五年以下ノ懲役ナリ
- (3) 公務所ノ記録ニ関スル罪（第一六六條）三年以下ノ懲役ナリ、
- (4) 私人ノ印章、署名ニ関スル罪（第一六七條）三年以下ノ懲役ナリ、
- (5) 右ノ中各々ノ使用罪ノ未遂犯ハ罰セラル（第一六八條）

第四章 有価証券偽造罪

(1) 有価証券トハ証券面ニ表示セラレタル権利ノ移轉又ハ実行ニ法律上証券其物ノ所持ヲ俟テ必要トスル証券ヲ云フ、即チ証券ト雖レテ権利ヲ主張シ得ヌモノニシテ之ヲ形容シテ権利ノ運命ト証券ノ運命トハ俟テモノナリト云フヲ得、刑法ハ其例トシテ公債証券、官府ノ証券、會社ノ株券ヲ挙げ、其他ニハ商法ニ定ムル手形、小切手、債物引換証、預証券、貸入証券、倉入証券、船荷証券ハ固ヨリ各種ノ商品切手ノ如キモ此ノ中

ニ含まル、有価証券カ実質上法律規定ニ違反スル為メ無効ナリトストモ形式ヨリ見テ人ヲシテ有価証券ナリト信セシムル程度ノモノナル時ハ之ニ對シ有価証券偽造罪ヲ認メテ可ナリ、

(2) 行為ハ偽造、変造、虚偽ノ記入、行使、交付、輸入ヲ定ム、其ノ中説明ヲ要スルハ虚偽ノ記入ナリ、之ハ権限無キ者カ有価証券ニ法律上効力ヲ生スヘキ記入ヲ爲スコトヲ云フ、裏書、引受、保証等ノ記入ナリ、有価証券ニ於ケル記入ノ特別ノ法律行為タル故之ヲ偽造、変造ト區別シテ取扱フ必要アリト云フカ其ノ理由ナリ、尚本罪ノ行為ハ行使ノ目的ヲ必要トスル事ハ前ト同シ、

三種類

- (1) 偽造、変造、虚偽ノ記入ヲナス罪（第一六二條）三月乃至十年ノ懲役ナリ、
- (2) 行使、交付、輸入ノ罪（第一六三條）同シク三月乃至十年ノ懲役
- (3) 五等ノ未遂犯モ亦罰セラル（第一六二條ニ項）
有価証券偽造罪

第二章 公務員之罪
第一章 公務執行妨害罪

(一) 本罪ハ公務員ノ職務上ノ行為ヲ妨害スルニ依リ成立ス

(2) 之ヲ罰スル所以ハ公務員其者ヲ保護スル爲ナラス公務員ニヨリ實現サ
ル、国家意思ヲ保護スルニ在リ、

(一) 公務員ノ職務上ノ行為ハ違法ナル事ヲ要ス、違法ナル職務行為トハ事
物及土地ニ付キ管轄権ヲ有スル公務員カ一定ノ形式ノ下ニ於テ行フ職務
行為ヲ云フ、例ハハ警察官カ租税ヲ徴收スルカ如キハ事物ノ管轄外ノ行
爲ナリ又京都地方裁判所ノ豫審判事カ張りニ大坂地方裁判所ノ管内ニ於
テ豫審處分ヲ行フハ京都ノ管轄ヲ越越セル行為ニシテ其ハ違法ナル處分
行為ト云フヲ得ス、又豫審判事カ被告人ヲ訊問スルニ當リ裁判所書記ノ
立會ナケレハ其ノ行為ハ一定ノ形式ヲ缺クモノニシテ違法ナル行為ト云
フヲ得ス(刑罰法第一四六條)

公務員カ其ノ行為ヲ職務行為ナリト信スル事ハ行為ヲ違法ナラシムル

理由トハナラサルモ事實ノ錯誤アル爲メ公式上ノ要件ヲ充サシル場合ノ
如キハ尚違法ナル處分行為ト見テ可ナリ、例ハハ巡查カ誤リテ現行犯ニ
非ル者ヲ現行犯人ナリト考ヘ之ヲ引致セントスルカ如キハ職務行為タル
ニ妨ナシ、公務員ノ施シタル封印等ニ對スル犯罪モ亦封印力違法ナル時
ハノミ成立スルコト右ト同一ナリ、

(二) 種類

(1) 職務妨害罪(第九五條一項)

公務員カ職務ヲ執行スルニ當リ暴行、脅迫ヲ加フルニ依リ成立ス、
職務執行ニ當リト云フハ職務執行ノ開始セラレタル時ヨリ終了ニ至ル
迄ヲ云フ、職務執行ノ着手ニ先ナシテ豫見シテ行フ行為例ハハ家宅搜
索ニ赴ク豫審判事ヲ道ニ擁シテ之ヲ妨害スル如キ場合又ハ職務執行後
ニ行フ行為例ハハ家宅搜索ノ結果差押セラレタル書類ヲ保管シタル場
所ヨリ奪フコトハ本罪トハナラス、

次ニ本罪ノ手段タル暴行ハ公務員ニ對シ有形力ヲ使用スル事ヲ意味シ
又脅迫ハ公務員ヲ恐怖セシムルニ足ル事案ノ通知ヲ意味ス(折罰八三年
公務執行妨害罪)

以上ノ懲役又ハ禁錮(暴行、脅迫ニ依リ致傷、致死ノ結果ヲ生シタル時ハ本罪トシテ罪トシテ想像上ノ競合トナル)

同 職務上ノ罪(第九五條ニ項)

以テ等罪ニシテ或處分ヲ爲サシムル爲メ若クハ後サレシムル爲メ又ハ其ノ職務上ニシテシムル爲メ暴行、脅迫ヲ加フル事ニ依リ成立ス、茲ニ新得榮分ハ廢、公務員カ職務上ニシタル行為トモテ意ナリ、罰ハ前條ニ同シ、

同 封印ノ罪(第九六條)

封印ノ施シタル封印又ハ差押ノ表示ヲ無効ナラシムルニヨリ成立ス、封印ノ物ニ對スル任意ノ處分ヲ防ク爲メ其ノ物ニ施サレタル封印ヲ破リ、差押ノ表示ハ法令ニ依ル差押ノ事實ヲ明ニシタル一定ノ形式ヲモテ、封印ハ差押ノ表示ノ一種ナルカ差押ハ必スシモ封印ハ必スシモ差押ナクハ封印ヲ施スル事(第九六條)又封印ハ必スシモ差押ノ表示ニ非ス、(非訟事件手續法第四六條)刑法ハ封印又ハ差押ヲ無効ナラシムル行為ノ例トシテ提擧即チ物質的破壊ヲ譽ク、二年以下ノ懲役又

ハ三〇〇円以下ノ罰金ナリ(第九六條)

第二章 犯人藏匿罪

同 本罪ハ犯人ヲ庇護スル事ニ依リ司法事務ヲ妨害スル事ヲ本質トス、廣

ク庇護ノ行為ト云フ時ハ犯人ヲシテ處罰ヲ免レシムル場合(人的庇護)職物ノ取得ヲ確實ナラシムル場合(物的庇護)ノニテ包含、立法例ニ於

テハ此ノ兩者ヲ原犯ノ事後從犯ト見ルモノ(英米法)原犯ヨリ独立セル犯罪ト見ルモノ(佛独法)トアリ、後者ハ更ニ人的物的ノ兩者ヲ區別セズ、共ニ司法事務ヲ妨害ヲナスヲ犯罪トナスモノ(独法)ト兩者ヲ區別シ入的庇護罪ハ司法事務ヲ妨害スル犯罪、物的庇護罪ハ財産ニ對スル犯罪トスルモノ(佛主義)トノニツニ分ル、我刑法ハ事後從犯ノ思想ヲ排斥シ庇護罪ヲ独立ノ犯罪トナスト同時ニ人的庇護ト物的庇護トヲ別種ノ犯罪ト見ル佛主義ニ依ルモノナリ、

同 容体トシテ罰金以上ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタル者及拘禁中逃走セル者ノ兩者ヲ定ム、

犯人藏匿罪

(1) 罰金以上ノ刑ニ当ル犯罪トハ法律カ罰金以上ノ刑ニ当ル罪トシテ規定セル罪ヲ犯セルモノヲ意味ス、裁判ノ結果實際ニ科セラルヘキ刑ハ何ナリトモ問題ニハ非ス、又罰金以上ノ刑ノ定メアル時ニハ同時ニ夫レ以下ノ刑ヲ定メアル場合ニモ妨ナシ、例ハ八第一五二、一七五、一九二、二〇九条ノ如キナリ、更ニ罰金以上ノ刑ニ当ル罪ノ犯人ナル限リハ犯罪カ既遂ナルト否ト又犯人ニ対シテ起訴アルト否トハ本罪ノ成立ニ影響セズ、此ノ点ニ付キ特ニ論スヘキモノニアリ、即チ

- 一、犯罪ノ嫌疑ヲ受ケ官ノ捜査中ノ者カ本罪ノ客体タルカ否カ、
- 二、申告罪ノ犯人ニ對シテ告訴ナキ場合ニ於テ本罪ノ成立アルカ否カ、
- ナリ、共ニ本罪ノ成立ヲ認ムヘキナリト思惟ス、蓋シカ、ル場合ニ於テ司法事務ヲ妨害スル事ハ現實ノ犯人ニ對スル場合ト異ル所無ケレハナリ、尤モ告訴ノ放棄アリタル時ニハ本罪ノ成立無シト云フカ通説ナリ、
- (4) 拘禁中逃走シタル者トハ既決・未決ノ囚人拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者ハ勿論其他廣ク法令ニ依リ拘禁サレシ者ヲ云フ、

(三) 行為ハ藏匿及隠避ノ二ナリ、共ニ官ノ發覺ヲ妨クル行為ナリ、藏匿ハ官ノ發覺ヲ妨クル場所ヲ共フル事ヲ云フ、隠避ハ官ノ發覺ヲ妨クヘキ其他ノ行為一切ヲ云フ、即チ本罪ノ行為者カ之ヲ為ス場合ト犯人逃走者之ヲ為シ本罪ノ行為者ハ單ニ教唆幫助スルニ逆キサル場合トナハス、例ハ八匿シ場所ヲ教ヘ逃走ノ為メニ旅費ヲ給シ又ハ衣類ヲ貸ヘテ裝束セシムルカ如キハ勿論犯人逃走者ニ變リ自ラ犯人逃走者ナリト被シテ刑ヲ受クルカ如キ場合モ隠避ナリ、

(四) 客体カ犯人ナルコトヲ知ルモ罰金以上ノ刑ニ当ル罪ヲ犯シタル者ナル事又ハ拘禁中逃走シタル者ナル事ヲ知ラサル場合ニハ本罪ノ成立無シト云フ見解(林野氏)アルモ余ハ犯罪ノ成立ニ關スル所謂違法ノ認識ヲ解シテ日常生活ノ条理ノ認識トスル政向題ノ場合ノ如ク法律規定ノ不知特ニ刑法規定ノ不知ハ本罪ノ成立ニ影響ナシト考フ、

(五) 處罰ハ二年以下ノ懲役又ハ二〇〇円以下ノ罰金ナリ(第一〇三条)但シ本罪ノ處罰ニ付テハ次ノ如キ例外アリ、元來本罪ノ成立ニハ其ノ動機カ犯人逃走者ノ利益ノ為メナルト不利益ノ為メナルトヲ區別セザルモ犯人藏匿罪

人逃走者ノ親族カ犯人逃走者ノ利益ノ為メニ犯ス時ニハ罪トナラス(第一〇五條)此ノ理由ヨリ論シテ犯人逃走者カ自己ヲ藏匿隠避セシムヘク他人ヲ欺唆幫助スル場合ニ本罪ノ欺唆從犯トナラサル事言フ俟タス、

第三章 證憑湮滅ノ罪

(一) 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ偽作シ又ハ滅却スル事ニ依リ司法事務ヲ妨害スル罪ナリ、

(二) 容体ハ他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ナリ、證憑トハ訴訟ニ於テ眞實發見ニ利用セラルヘキ物又ハ人ヲ言フ、茲ニ所謂證憑中ニ人證ヲモ含マス事ニ付テハ反対説アルモ判例ハ之ヲ是認ス、唯^レ証ニ付キテハ別ニ偽証罪ノ規定アル故多クノ場合ニ於テ本罪ノ成立無キ事ナリ、他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ナル以上ハ有罪無罪ニ關スルモノナルト刑ノ加重減免ニ關スルモノタルトテ向ハス、(旧刑法第一五二條ハ他人ノ罪ヲ免セシムル目的アルニトテ必要トス)

(三) 行為トシテハ湮滅、偽造、變造、偽造及變造ノ證憑使用等定メラル、

湮滅ハ證憑ノ効力ヲ滅滅セシムル一切ノ行為ヲ云フ、證憑ノ提出ヲ妨ケル行為、證憑ヲ隱匿スル行為モ含マル、

偽造ハ證憑ニ非ル物ヲ證憑トスルノ行為ニシテ變造ハ既存ノ證憑ノ効力ニ變更ヲ加フル行為ナリ、偽證憑ノ使用ハ眞正ナラサル証憑ヲ眞正ナリト主張シテ裁判所搜查機關ニ提出スル行為ヲ云フ、

四 處罰ハ二年以下ノ懲役又ハ二〇〇円以下ノ罰金ナリ、

被告人ノ親族カ被告人ノ利益ノ為メニ犯シタル時又被告人カ他人ヲシテ自己ノ被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅セシメタル場合ニ本罪トナラサル事ハ先ニ述ヘタル所ニ同シ、尤モ判例ハ最後ノ場合ニ被告人ヲ本罪ノ欺唆犯トス、

第四章 逃走罪

(一) 本罪ハ法令ニ基ク拘禁力ヲ破ル罪ナリ、元來被拘禁者カ逃走ヲ企ツルハ自由ヲ欲スル自然ノ情ニ出ツルモノニシテ從テ逃走ノ責任ハ被拘禁者ニアルト同時ニ之ヲ監督スル者ニモアルナリ、依テ法令中ニハ逃走者カ暴

証憑湮滅ノ罪

力等ヲ用ヒザル限リ罪トナラズト規定スルモ、アトモ（独刑法）我カ
刑法ハ暴力等ノ有無ヲ向ハス、之ヲ罪トスル學說ニ於テハ通常ノ逃走ヲ
單純逃走ト云フニ對シ暴力等ヲ用フル場合ヲ複雜逃走ト云フ

逃走罪ハ被拘禁者ヲ自ラ逃走スル場合ト被拘禁者ヲ逃走セシムル場合
換言スレハ逃走罪ノ故唆犯又ハ從犯ヲ特別ノ犯罪トナス場合トニ分ツ事
ヲ得

（二）逃走罪ノ主体ハ囚人及拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者ナリ、囚人ニハ既決
未決ノニツアリ、既決ノ囚人ハ有罪ノ確定判決ヲ受ケ其ノ執行トシテ拘
禁場ニ拘束セラル、者ヲ云フ、未決有罪ノ確定判決ヲ受ケタル者又ハ既
ニ之ヲ受ケルモ未決拘禁セラレサル者及拘引狀ノ可ニ非サル者例ハハ罰
金ノ言渡ヲ受ケタル者ノ如キ者、既決ノ囚人ニ非ス、未決ノ囚人ハ犯
罪ノ嫌疑ノ為メ拘留狀ニ依リ拘禁場ニ拘禁セラレ居ル者ヲ云フ、現行犯
人トシテ逮捕セラレシ者（刑訴第一二五條參照）モ未決ノ囚人ナリ、拘
禁ヲ受ケルモ夫レカ犯罪ノ嫌疑ノ為メニ非ル者例ハハ刑訴第一九一條、
民訴第二九四條ニ掲ケル證人ノ如キハ未決ノ囚人ニ非ス

勞役場ニ留置セラレテ居ル者カ本罪ノ主体ナルヤ否ヤハ問題ナルカ財
産刑ノ換刑ニ依ル自由ノ拘束ハ自由刑ノ執行ト同一ト考フルヲ得ル故ニ
之亦本罪ノ主体ト見テ可ナリ（通説ナリ）

拘引狀ハ刑事被告ノカ一定ノ住所ヲ有セサル時、證據ヲ湮滅スル恐ア
ル時、逃亡ノ虞アル時之ヲ執行ス、刑訴第八六條以下其他裁判所構成法
第一一〇條、破産法第三七七條ニ依ル場合ニ就テモ逃走罪ハ成立ス、

天災地變ノ際ニ囚人ヲ一時開放スル事アリ、斯ル場合ニ於テ開放後ニ
十四時間内ニ監獄又ハ警察署ニ出頭セサル者ニ對シテモ逃走罪成立ス、
（監獄法第二二條參照）

（三）行為

囚人及拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者ニ對シテハ逃走、第三者ニ對シテハ
逃走セシムル行為ヲ罰ス、逃走ハ囚人等カ實質的ニ拘禁力ヲ破ル行為ヲ
云フ、其ノ方法ハ之ヲ向ハサルカ故ニ棄業ニテ拘禁監督者ヲ欺キ逃走ス
ル場合モ本罪トナル、逃走カ既遂トナルニハ如何ナル程度ニ於テ拘禁力
ヲ脱スルヲ必要トスルカニ就テハ問題ハ一般的ノ断定ヲ與フル事ハ困難

逃走罪

ナリ。唯各場合ニ付キ社会観念上拘禁ヲ脱セリト見ル可キ程度ニ達セリ
ト否ヤニ就キ之ヲ決スルノ外ナシ。例ハ一定ノ場所ニ拘禁セラレ居
ル者カ監督者ノ知ラヌ間ニ逃走スル場合ハ其ノ壁外ニ脱出セル時又護送
ノ途上ニ於テ逃走ヲ企テタル者ハ監督者ノ追跡ヲ免レタル時始メテ既逃
ト云フヲ得、被拘禁者ヲ逃走セシムル行為トシテハ奪取ト逃走器具ノ給
與其他逃走ヲ容易ナラシムル行為同様ノ目的ヲ以テ行ハル、暴行脅迫ヲ
規定ス、奪取ハ被拘禁者ヲ拘禁監督者ノ支配ヨリ自己又ハ第三者ノ實力
内ニ達シ来ル事ヲ意味ス、被拘禁者ノ同意ノ有無ハ問題ナラス。

四 種類

(一) 單純逃走罪(第九七条)

既決未決ノ囚人カ自ら逃走スルヨリ成立ス、一年以下ノ懲役ナリ。

(二) 複雜逃走罪(第九八条)

既決未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受テタル者カ暴行等ニヨリ逃走
スルニ依リ成立ス、刑法ハ拘禁場又ハ拘禁用ノ器具ヲ損壞スルコト拘
禁監督者ニ對シテ暴行脅迫ヲ加フル事、二人以上通謀シテ逃走スル事ヲ

必要トス、三月乃至五年ノ懲役ナリ

(三) 被拘禁者奪取罪(第九九条)

三月乃至五年ノ懲役ナリ。

(四) 逃走ヲ容易ナラシムル罪(第一〇〇条)

二年以下ノ懲役ナリ、暴行脅迫ヲ以テ之ヲ行フ時ハ三月以上五年
以下ノ懲役ナリ。(第一〇〇条ニ項)

(五) 被拘禁者ヲ監守護送スル義務アル者ニ對スル罪(特別罪)

此ノ義務アル者カ被拘禁者ヲ逃送サス時ニハ(第一〇一条)一年乃
至十年ノ懲役ニ處セラル、第一〇一条ハ特別罪ヲ定メタル規定即チ特
別規定ト解ス可キモノ故此ノ義務アル者カ同時ニ九九条又ハ一〇〇条
ノ罪ニ當ル行為ヲナシタル時ニ於テモ常ニ第一〇一条ノ規定ニ依リテ
罰セラレ、從テ義務アル者カ被拘禁者ヲ逃走セシムル目的ニテ例ハハ
器具ヲ給シタルモ未タ被拘禁者カ逃走セサル時ニハ第一〇一条ノ未遂
犯トシテ罰セラル、尚茲ニ義務アル者ト云フハ必スシモ公務員ヲ意味
セス報酬ヲ受ケテ監守護送ノ任ニ當ル私人ノ如キモ之ヲ含ム。

確定前又は懲戒處分前証告ヲ明白セル時ニハ刑ノ減輕免除ヲ受ケ得ル事
偽證罪ノ場合ト同シ(第一七三條)

第三 瀆職罪

國家ハ其ノ機關タル公務員ニ依リテ國家事務ヲ處理ス、公務員カ職權ヲ
濫用シテ一般ノ權利ヲ害シ又ハ收賄シテ公務ノ公平ヲ疑ハシムル行為ヲ
為ス時ハ一面職務違反ノ結果ヲ生ズルト共ニ他面個人ノ權利ヲ害シ國家ノ
威嚴ヲ失墜セシム、

瀆職罪ニ對スル刑法ノ規定ハカ、ル 利益ノ保護ニアリ

第一章 職權濫用罪

(一) 凡テ公務員ハ一定ノ職權ヲ有ク、職權ハ絶體的ノモノニ非ズシテ法令
ノ之ヲ認メタル主旨ニ從ヒテ行使セラレサル可カラズ、公務員ヲ法令ノ
制限ヲ無視シテ職權ヲ行使スルトハ揆言スレハ職權行使ノ形式ヲ以テ職
權範圍外ノ行為ヲ為ス時職權ノ濫用成立ス、

(二) 種類

(1) 一般ノ職權濫用罪(第一九三條)

公務員カ職權ヲ濫用シテ一般人ニ對シテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ
行フ可キ權利ヲ妨害スルニ依リ成立ス、

本罪ハ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害スル点ニ於テ
強要罪(第一七三條)ト同シナルカ本罪カ職權濫用ヲ手段ニスルニ對
シ強要罪ハ暴行脅迫ヲ手段トスル点ニ差異アリ、而シテ本罪ハ公務員
タル身分アル者ニ對テハ暴行脅迫ノ事實ナクモ犯罪ヲ構成スヘキ事
ヲ定メケルモノト思惟セラル、ニ依リ公務員カ暴行脅迫ヲ手段トシテ
罪ヲ犯ス時ハ本罪ト併ニ三三條ノ所謂強要罪ノ兩者カ想像的ニ競合ス、
六月以下ノ懲役又ハ禁錮ナリ、

(2) 逮捕監禁罪(第一九四條)

裁判檢察、警察ノ職務ヲ行フ者又ハ其ノ補助者カ職權ヲ濫用シテ人
ヲ逮捕監禁スルニ依リ成立ス、
先ツ裁判ヲ行フ公務員ナル以上ハ裁判官テ官職アル者ト單ニ事實
瀆職罪、職權濫用罪

上裁判ヲ行フニ遇キサル者例ハ、領事裁判ヲ行フ領事、如キ者等尚ハ
ス、尤モ茲ニ所謂裁判ハ司法裁判ニ限ラル、蓋シ本罪カ逮捕監禁ノ行
為ノミヲ罰スル点ヨリ見テ強制力ヲ用フル権限ナキ懲戒及行政裁判ニ
因與スルモノハ含マスト鮮ス、

檢察事務ヲ行フ公務員モ同シク檢察官ノ官職ニアル者ニ限ラザル事
前同様ナリ、

次ニ警察事務ヲ行フ公務員ト云フハ司法警察ノ事務ヲ行フ者ハ固ヨ
リ行政警察ノ事務ヲ行フ者ヲモ含ム、蓋シ是亦強制力ヲ用ヒテ人ヲ逮
捕監禁スル事アリ得ルカ故ナリ、

右三者ノ職務ヲ補助スル公務員ト云フハ職務ノ執行トシテ之ヲ補助
スル者ノミヲ意味ス、或ル機會ニ一時補助スル者ノ如キハ之ヲ含マス
大目乃至七年ノ懲役又ハ禁錮ナリ、

尚本罪ニハ結果加重犯ニ関スル特別規定アリ(第一九六条)、

暴行凌虐罪(第一九五条)
裁判、檢察、警察ノ職務ニ從事スル者、其ノ補助者及被拘禁者ヲ監

守護送ノ任ニ在ル者カ刑事被告人、被拘禁者等ニ対シ暴行凌室ヲ為ス
ニ依リ成立ス、茲ニ云フ所謂暴行ハ身体ニ対スル有形力ヲ意味シ凌虐
ハ其他ノ方法ニ依リ虐待行為ヲ意味ス、例ハ、睡眠ヲ為サシメザル行
為、衣服飲食物ヲ與ヘザル行為等、如シ、三年以下ノ懲役又ハ禁錮ナ
リ、結果ニハ加重犯ニ関スル特別規定アル事前同様ナリ(第一九六条)

第二章 賄賂罪

一 賄賂罪ハ學說ニ所謂必要共犯ノ一ナリ、賄賂ノ收受アル時ハ仮令其ノ
處置カ偏頗ニ非サルニシテモ公務ノ公正ヲ疑ハシムルニ充分ナリ、刑法
ハ收賄者ノミナラス贈賄者ヲモ罰ス、旧刑法ハ收賄ニ付キ規定セルモ贈
賄ニ付テハ規定無カリシヲ以テ第一八四條以下後者ヲ罰ス可キヤ否ヤニ
付テ議論アリタリ、

二 客体ハ賄賂ナリ、賄賂トハ職務上ノ行為ニ対スル代価トシテ給付セラ
ル、不法ノ利益ヲ云フ、即チ職務行為ト不法ノ利益トノ間ニ所謂給付ト
反對給付ノ關係アルコトヲ必要トス、單純ナル行為又ハ社会上ノ利益ト

シテ或給付ヲ為スコトハ賄賂ニハ非ス。賄賂タルヘキ利益ノ何タルカニ付キテハ種々ノ説アレトモ苟モ人ノ慾望ヲ充テシ得ル利益タル以上ハ有形無形、金銭的価格ノ有無ヲ向ハス賄賂ト云フ事ヲ得。

(三) 種類

1) 收賄罪(第一九七条)

公務員又ハ仲裁人カ職務ニ関シ不法ナル利益ヲ受クルニ依リ成立ス。仲裁人トハ当事者向ノ争ヲ判断スル為メ仲裁手續(民事訴訟法)ニ從テ其ノ職務ヲ行フ者ヲ云フ。本来公務員ニ非サルモ其ノ選任ハ法令ニ從ヒ其ノ判断ハ裁判ト同一ノ効力アル故ニ收賄ニ関シテハ公務員ト同一視シ職務ノ公正ヲ期セリ。

茲ニ職務ニ関シト云フハ職權ノ範圍ニ屬シ且ツ特定セラレタル職務行為ニ関スル事ヲ必要トス。故ニ例ハ漠然ト將來何分宜シクト云フカ如キ場合ハ此ノ中ニ含まレズ。又收賄ハ実行前、実行中ノ職務ニ関スル事多ク此ノ場合ニ犯罪ノ成立アルコトハ言フ俟タサルモ執行後ノ職務ニ就テモ犯罪ハ成立ス。尚職務行為カ正当ニ行ハル、ト否トハ收

賄罪ノ成立ニ影響ナシ。

行為ノ態様ハ收受、要求、約束ノ三ナリ。收受ハ利益ヲ受クル事。

要求ハ賄賂ノ交付ヲ促ス事、約束ハ申出ト承諾トノ合致ナリ。右三行為ハ相續イテ成立スル時ハ收受ノ一罪ヲ構成スルニ過キス。

處罰ハ三年以下ノ懲役ナリ。本罪ノ處分ニ就キ時ニ論ス可キモノニ種アリ。

一、收賄ノ結果不正行為ヲ行フ時又ハ相当ノ行為ヲ為サル時ハ刑罰ヲ加重スヘシ(第一九七条一項後段)。

二、收受セル賄賂カ没取シ得ヘキ物ナル時ハ没取シ、没取シ得サル時ハ其ノ價格ヲ追徴ス可シ。

トス。追懲ハ没取ノ執行方法ト解ス可マリ、故ニ例ハ共同正犯数人アル時ニハ各ノ收受セル價格ニ依テ追徴スヘキナリ。又教唆犯、從犯ハ賄賂ヲ收受セル者ニ非ルヲ以テ之ニ追徴ヲ命ズル能ハス。

賄賂没取ノ規定ハ第一九条ノ例外規定ナリ。從テ本罪ニハ第一九条ノ適用ナシ。

賄賂罪

(四) 贈賄罪(第一九七条)

公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付提供約束スルニ依リ成立ス。前述ノ如ク旧刑法ニハ之ニ關スル規定ナカリシ為メ贈賄ノ行為ヲ罰ス可キカ否カニ就キ爭アリ、學說判例ニハ却ツテ無罪說有力ナリキ。其ノ理由トシテハ必要共犯ノ一方ニ付テノ規定アルニ過キサル時ハ鮮然上他方ハ無罪ナリト云フ点ニ在リ。刑法ハ贈賄罪ノ規定ナルモノヲ設ケテ其ノ有罪ナル事ヲ明ニセリ。

行為ノ態様ハ交付・提供・約束ノ三種ナリ。交付ハ收受ニ對スル自發的ナルト他動的ナルトヲ向ハサルカ任意ニ賄賂ヲ授ケルコトヲ必要トス。提供ハ要求ニ對シ現貨ニナス事ヲ要セス。即チ言語又ハ書簡ニ依リ提供モ犯罪トナル。約束ハ賄賂ノ授受ニ關スル相互ノ意思ノ合致ヲ要スルコト前述ノ如シ。

本罪ノ處分ハ三年以下ノ懲役又ハ三〇〇円以下ノ罰金ナリ。收賄罪ニ比シテ刑罰ノ輕キハ一級ニ夫レヨリモ情狀輕キ故ナリ。尚本罪ヲ犯シタル者カ自首スル時ハ刑ノ減輕又ハ免除ヲ受ケ得(第一九二条ニ項)。

第四 社會ノ風俗ヲ害スル罪
第一章 賭博罪

(一) 賭博ハ各人カ自己ノ欲スル方法ニテ任意ニ財產ヲ處分スルニ外ナラサルモ元來利益ヲ賭シア勝負ヲ争フコトハ吾人ノ本能ニシテ若シ之ヲ各人ノ專恣ニ委スルトキハ之ニ耽溺シテ正業ニ就ケノ良俗ヲ破リ社會一級ニ僥倖心ヲ增長セシメシムル。賭博ノ規定ハ此ノ理由ニ依リテ生ル。

(二) 賭博ハ偶然ノ事情ニ依リ利益ノ得喪ヲ決スル一種ノ約束ナリ。之ヲ分チテ博戯ト賭事トス。兩者ヲ區別スル標準ニ關シテハ說アリ。所謂主觀說ニ依リハ當幸者ノ動機ニ依リテ之ヲ決ス。即チ賭事ハ主トシテ自己ノ主張ヲ確保スル目的ヲ有スルニ對シ博戯ハ利益ヲ得ルコトヲ主眼トス。所謂客觀說ニ依リハ利益ノ得喪カ主眼ニシテ其ノ方法トシテ賭事ハ當事者ニ關係ナキ事情ニ基キ勝負ヲ決スルニ對シ博戯ハ當幸者ノ關係スル事情ニ依リ勝負ヲ決スルヲ云フ。兩者ヲ區別スルコトハ法律上必要事ニハ非サルモ刑法ノ規定ハ所謂客觀說ニ從フカ如シ。即チ刑法ハ第一八五条

賭博罪

但書ニ於テ一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭クモ其ノ外ニ於テ博戯ト賭事トナシ
テ利益ノ得喪ヲ主眼トスルモノナルコトヲ暗示ス。

賭博ハ偶然ノ事情ニ勝負ヲ決スル事ヲ必要トスレトモ所謂偶然ノ事情
トハ当事者ノ確知ニ得ヌ事情、紛々トモ豫見シ得サル事情ヲ意味ス。技
巧ノ優起カ勝負ヲ決スル場合例ヘハ碁、將棋等ニ就テモ或範圍ニ於テ當
事者カ偶然性ヲ利用スル事ヲ否定シ得ザレヲ以テ之亦賭博トナル。當事
者カ確知又ハ豫見スルニ因ラス然ラサルカ如ク裝フトテハ其ノ當事者ニ
對シテハ詐欺罪他方ニ對シテハ賭博罪成立ス。

(三) 種類

(イ) 通常ノ賭博罪(第一八五條)

一〇〇〇円以下ノ罰金又ハ料料ニ處セラレ、尤モ一時ノ娯樂トシテ
之ヲ為ス場合ハ罪トナラス(第一八五條但書)。此ノ規定ニ所謂一時ノ
娯樂ニ供スル物ノ何タルカヲ定ムル標準ニ就テハ該語アルモ物自体ノ
社会的評價ニ依リテ定ム可キナリト思惟ス。例ヘハ金錢ヲ賭スル場合
ハ當事者ノ地位、額ノ如何ニ因ラス賭博罪トナルカ一度ノ食事ヲ賭ス

ルカ如キハ犯罪トナラス。

(ロ) 常習賭博罪(第一八六條一項)

常習者トハ賭博ノ習癖アル者ヲ云フ、之ヲ職業トスル事ハ必ラスシ
モ必要ナラス、嘗テ賭博罪ニ依リ罰セラレタル事ハ要件ニハ非サルモ
賭博ノ前科ハ常習ヲ決定スル有力ナル證據ナリ、
三年以下ノ懲役ナリ、

(ハ) 賭博開帳罪(第一八六條二項前段)

利益ヲ得ル目的ニテ賭博ヲ為スヘク人ヲ勧誘シ之ニ場所ヲ提供スル
ニ依リテ成立ス。本質ハ賭博罪ノ教唆犯スハ從犯ニ過キサレモ此種ノ
行為ヲ為ス者ハ賭博ノ惡習ヲ擴クル事却テ賭博行為者其者ヨリモ甚タ
シキニ依リ特別重ク罰セラレ、
三月乃至五年ノ懲役ナリ、

(ニ) 博徒結合罪(第一八六條二項後段)

博徒ハ賭博常習者ノ意味ナリ、所謂結合ハ博徒團體ヲ作ル事ニシテ
本質ハ賭博行為ノ豫備ニ過キサレモ前罪ノ同理ニ依リ之ヲ特別罪トス
賭博罪
一一一

(四) 三月以上二年以下ノ懲役ナリ、
刑法ハ富籤ヲ賭博ト區別シテ規定ス、富籤モ其ノ本質ハ賭博ノ一種ナ
ルカ之ヲ區別セハ次ノ差異アリ、

(1) 賭博ハ通常当事者双方ニハ危険ヲ負担スルニ反シ富籤ハ当事者ノ一
方即チ發賣者カ賣上高ノ一部ヲ他方即チ購買者ニ結集スルニ止マル、
約言スレハ危険ハ後者ノミニ之ヲ負担ス、

(2) 賭博ハ通常当事者双方カ技術又ハ意見ヲ闘シテ勝負ヲ決スルカ富籤
ハ發賣者カ抽籤ノ方法ニ依リ購買者ノ一部分ニ一定ノ利益ヲ受ケル機
会ヲ與フ、

(3) 賭博ハ当事者双方全一ノ關係ニ於テ勝負ヲ決スルトモ富籤ハ發賣者
カ購買者ニ對シ同時ニ相互別々ノ關係ニ於テ興業スルト云フ統一の世
實ヲ有ス、

刑法ハ富籤ノ發賣、取次、授受ヲ罰ス、發賣者ハ二年以下ノ懲役又ハ
三〇〇〇円以下ノ罰金(第一項)、取次者ハ一年以下ノ懲役又ハ
二〇〇〇円以下ノ罰金、單ニ授受セシニ過キサルモノハ三〇〇円以下ノ

罰金又ハ料料ニ處セラル(第一七〇条三項)

第二章 禮拜所及墳墓ニ關スル罪

(1) 人ノ信仰ハ必スシモ同一ニハ非サルモ其ノ根本思想ハ毫モ趣ヲ異ニセ
ス、各人カ互ニ他人ノ信仰ヲ尊重スルコトハ社会ノ秩序ヲ維持スル点ヨ
リ見テ重要ナル事ナリ、憲法カ信仰ノ自由ヲ保障シ刑法カ其ノ侵害行為
ヲ罰スル理由ハ茲ニ在ルナリ、

(二) 禮類

(1) 禮拜所ニ對スル不敬罪(第一八八条一項)、
禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行為ヲナスニ依リ成立ス、禮拜所ハ信仰ノ
対象トシテ人カ祈禱ヲ捧タル場所ナリ、刑法ハ其ノ例トシテ神祠、佛
堂、墓所ヲ挙ク、

行為ノ内容ハ禮拜所ノ尊嚴ヲ失墜セシムル事ナリ、而シテ行為ハ公
然行ハル、コトヲ必要トス、六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五〇円以
下ノ罰金ニ處セラル、
禮拜所及墳墓ニ關スル罪

四 説教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害スル罪(第一八八条ニ項)

妨害ノ行為カ暴行、脅迫、喧噪等ノ手段ニ依ル事通常ナルカ之ヲ必
要トスルニハ非ス、一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ一〇〇円以下ノ罰
金ヲ課セラレ

五 墳墓ヲ發掘スル罪(第一八九条)

墳墓ハ人ノ死体、遺骨等ヲ葬ル所ナリ、單ニ人ヲ記念スル為ニ建設
セル碑、如キハ含まス、又人ニ関スルモノニ非レハ墳墓トハ云ハス、
墳墓發掘ノ行為ハ公然行ハルト否トヲ問ハス、二年以下ノ懲役ニ處
セラレ

六 死体、遺骨等ニ対スル罪(第一九〇条)

將來墳墓ニ埋葬セラレ可キ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ納メタル物
ヲ損壞、遺棄又ハ領得スルニ依リ成立ス、本罪ハ宗教的理由ニ依ル時
別罪ナリ、從テ本罪ノ成立スル時ニハ財産罪ハ成立セズ、處分ハ三年
以下ノ懲役ナリ、尤モ墳墓ヲ發掘シテ本罪ヲ犯ス場合ハ三月以上五年
以下ノ懲役ナリ(一九一条)

三 検死ヲ經スシテ喪死者ヲ葬ル罪(第一九二条)

此ノ規定ハ犯罪ノ隠蔽ヲ防ク為メノ警察取締上ノ目的ヲ有スルニ過キ
ス、旧刑法ハ違刑ニ之ヲ規定ス(第四二六条ニ項)、刑法ハ便宜上之ヲ
宗教ニ關スル犯罪ニ附屬セシメテ規定セリ、
喪死者トハ殯死シタル為メ死因ノ明ナラサル者ヲ云フ、喪死ノ裏面ニ
ハ往々犯罪カ潜ムコトアルヲ以テ検死ヲ命ズルナリ、五〇円以下ノ罰金
又ハ拘留、料料ニ處セラレ

第三章 猥褻罪

一 生物ハ生殖本能ト種族保存ノ本能ヲ有ス、人類モ生物ノ一トシテ此ノ
本能ノ支配ヲ受クル事勿論ナリ、性交ニ依リ永遠ノ生命ヲ維持ス、両性

ノ結合ハ社会存続ノ根本条件ナルヲ以テ性ニ關スル道德ハ往古ヨリ崇ニ
厚ク保護セラレ来レリ、刑法ハ性慾ヲ刺戟シ又ハ満足セシムル行為カ社
会ノ秩序ヲ破ル時ニ之ヲ犯罪トス、

二 種類
猥褻罪

公然猥褻ノ行為ヲ為ス罪(第一七四条)

處分ハ科料ナリ

猥褻物ニ関スル罪(第一七五条)

猥褻ノ文書圖画其他ノ物ヲ頒布・販賣・公然陳列又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スルニ依リ成立ス。猥褻物ハ物全体ノ關係ニ於テ性慾ヲ刺戟シ又ハ満足セシムルノ目的ヲ有スル物ヲ云フ。美術品又ハ匠術ニ用ヒラル、模型ノ如キハ之ヲ含マス。五〇〇円以下ノ罰金ハ科料ニ處セラル。

淫行勸誘罪(第一八二条)

營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習無キ婦人ヲ勸誘シ男子ト姦淫セシムルニ依リ成立ス。本罪ハ姦淫ノ教唆又ハ幫助行為ヲ特別罪トシテ規定ス。三年以下ノ懲役又ハ五〇〇円以下ノ罰金ニ處セラル。

第四章 姦通及重婚ノ罪

現代ノ社会ハ婚姻制度ノ下ニ異性間ノ道德ニ関シ軌道ヲ示ス、姦通及

重婚ハ此ノ社会条理ヲ破リ善良ノ風俗ニ反スルト云フ理由ニ依リ犯罪トセラル。

姦通罪

姦通罪ニ関スル立法例ハ種々アルモ概シテ云ハク之ヲ犯罪トスルモノ多シ。其ノ中ニモ夫妻ヲ平等ニ取扱フ可キカ否カノ点カ区々ニハカレ。裁判法ハ妻及相姦者ノ行為ニ依リ之ヲ犯罪トシ(第一八三条)夫ノ姦通罪ナルモノヲ認メス。即チ極端ナル差別主義ニ立ツ。

姦通罪ハ夫ノ告訴ヲ起訴ノ条件トス(第一八三条ニ項本文)。告訴ハ婚姻ノ解消後又ハ離婚ノ訴ヲ起セル後ナラテハ為シ得ヌ。再ヒ婚姻シ又ハ離婚ノ訴ヲ取下クルトキハ告訴モ亦取下ケラレタルモノト見做ス(刑訴法ニ六四條)。夫カ姦通ヲ認容スル場合ハ告訴スルモ無効ナリ(第一八三条ニ項但書)。

二年以下ノ懲役ニ處セラル。

重婚罪(第一八四條)

重婚ハ有効ナル婚姻カ成立セリニ関テス更ニ他人ト婚姻スルコトナリ、姦通罪

民法ニ從ハハ婚姻ハ婚姻年齡其他ノ要件ヲ備ヘタル者カ自己ノ意思ニ依
リテヲ致シ市町村長ニ届出テ受理セラレタル時ニ効力ヲ生スハ民法第七
三條)此ノ意味ニ於ケル重婚ハ市町村長カ錯誤ニ依リ重婚ヲ受理スル時
ニ非レハ成立セサル譯ナリ。重婚者及相婚者ニ對シテハ二年以下ノ懲役
ヲ課ス。

第五 公安ヲ害スル罪

(一) 公安ヲ害スル罪ハ多衆ノ合力ニ依ル事ヲ本質トス。刑法ニ規定スル
モノハ騷擾罪ナリ。公安ハ之ヲ客觀的ニ觀察スレハ吾人ノ利益口至律秩
序ノ力ニ依リ保護セラル。狀態ヲ云ヒテ主觀的ニ云ハハ吾人カ法律秩
序ノ力ヲ信賴シ自己ノ利益カ保護セラルト云フ安心ヲ云フ。

(二) 種類
1) 騷擾ヲナス罪(第一〇六條)

多衆集合ニテ暴行脅迫ヲ為スニ依リ成立ス。多衆ト稱シ得ヘキ集合
人員ノ最低數ヲ數字的ニ定ムル事ハ不可能且ツ不必要ナリ。此ノ點ハ

時ト處トニ應シ事情如何ヲ斟酌シテ果ニテ公安ヲ害セラレタルカ否カ
ニ依リ決スルノ外ナシ。學說ニ於テ或ハ集合人員ノ數ヲ知ル事能ハサ
ル時ハ多衆ナリト云フ。或ハ集合人員ヲ計算スルニ多少ノ時間ヲ要ス
ル時ニハ多衆ナリト云フ。或ハ集合人員中ニ多少ノ増減アルモ影響ナキ
程ノ數ナル時モ亦多衆ナリト云フ。此ノ意味ヨリ集合ニハ特定ノ目的
アル事ヲ要セス。例ハ最初偶然ニ集合セル後暴行脅迫ヲ為スニ至リ
シ場合又最初違法ノ目的ノ為メニ集合セル後暴行脅迫ヲ為ス場合ノ如
キモ本罪トナル。茲ニ所謂暴行脅迫中ニハ殺人、強姦、傷害、毀棄等
ノ結果ヲ含マサルモノト思惟スルカ故ニ如斯結果ノ生シタル場合ニハ
之等ノ犯罪ト想像上ノ競合トナル可シ。

本罪ハ行為者ノ地位如何ニ依リ刑罰ヲ異ニス。

一、主魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮

二、他人ヲ指揮シ又ハ率先シテ助勢シタル者ハ六月乃至七年ノ懲役又
ハ禁錮

三、附和隨行シタル者ハ五〇円以下ノ罰金
公安ヲ害スル罪

(四) 暴動ヲ勸ケ罪(第一〇七条)
 暴行脅迫ヲ以テ多数集合シテ当該公務員ノ解散命令ヲ受ケル事三回
 以上ニ及ブモ解散セサルニ依リ成立ス。主刑ハ三年以下ノ懲役又ハ禁
 錮其他ノ者ハ五〇円以下ノ罰金ニ科セラル。

第六 公共危険罪

公共危険トハ多数人ノ生命身体財産等ニ関スル危険ヲ指シタル時ノ事ナ
 ラス抽象的ニ公共ノ危険アリト認ム可キ時ハ事実危険ヲ生シタル時ニ限ラ
 ス之ヲ罰ス。

第一章 放火罪

(一) 放火罪ノ本質ハ火力ニ依リテ家屋其他ノ物ヲ焼毀スル点ニ在リ
 放火ハ燒燬ニ原因ヲ供スル行為ナリ。作爲不作爲ヲ問ハサルモ此ノ防害
 ハ特別罪トセラル。燒燬ハ家屋等客體ノ大部分又ハ重要部分ヲ燒キテ其
 ノ効力ヲ失ハシムル事ヲ云フ。むね裁判例ハ所謂独立ノ燒毀説ヲ主張
 シ火力カ独立シテ燃燒作用ヲ繼續シ得ヘキ状態ニ達シタル時ハ燒毀アリ
 ト云フ。

放火罪ハ客體ヲ異ニスルニ由リ處分異ナル。

(イ) 現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物・汽車・電車・艦船
 鑛坑等ニ対スル時ハ死刑・無期又ハ五年以上ノ懲役ナリ(第一〇八条)

(ロ) 現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物・艦船・鑛坑等
 ニ対スル時ハ其ノ物カ放火者自身ノ所有ニ屬スルト否トニヨリ處分異
 ナル。前者ハ二年以上ノ有期懲役(第一〇九条)。後者ハ事實公共ノ危
 険ヲ生シタル事ヲ條件トシ六月乃至七年ノ懲役ナリ。尤モ自己ニ屬ス
 ル物ト雖モ差押ヲ受ケ物權ヲ負擔シ賃賃シ又ハ保険ニ付シタル時ハ他
 人ノ物ト同一視セラル(第一一五条)

(ハ) 上述ノ(イ)(ロ)ノ場合以外ノ物ニ対スル時ハ公共ノ危険ヲ生セル事ヲ条
 件トシテ他人ノ所有物ニカ、ルトキハ一年乃至十年ノ懲役ナリ。放火
 者自身ノ所有ニカ、ルトキハ一年以下ノ懲役又ハ一〇〇円以下ノ罰金
 ナリ(第一一〇条)。此ノ場合ニモ第一一五条ノ適用ヲルコト前ト同じ。

放火罪

一ヶノ放火行為ニヨリ種類ヲ異ニスル物件ヲ燒燬スルハ最モ重キ放
火罪ト解スヘキナリ、一ノ放火行為アル事ハ茲ニ公共ノ危険アリト云ヒ得、
延燒ニ依リ予想外ノ結果ヲ生セル時ハ結果加重犯ノ規定アリ(第一
一一条)

消火妨害ニ付キ刑法ハ消火道具ノ隱匿・損壞ヲ例示ス、一年乃至十
年ノ懲役ナリ(第一一四條)

人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル家屋等及他人ノ所有ニカ、ル夫
レ以外ノ家屋等(第一〇八條、一〇九條一項)ニ付セル放火犯ノ未遂
犯ハ罰セラル(第一一二條)、又豫備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ
處セラル、但シ狀情ニ依リ刑ノ免除ノ特典アリ(第一一三條)

失火罪(第一一六條)

現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル家屋等(第一〇八條参照)及他
人ノ所有ニ懸ル石以外ノ家屋等(第一〇九條参照)ニ付セル時ハ公共ノ危
険カ事実生セルト否トニ關ラズ三〇〇円以下ノ罰金、其他ノ物ニ付セル
時ハ(第一〇九條一項、一一〇條参照)公共ノ危険ノ生セシコトヲ條件

トシテ同様ニ罰セラル、

火藥・汽罐等ノ激突スヘキ物ヲ破裂セシメテ放火罪ニ規定セル客体ヲ
破壊セルトキニハ放火罪及失火罪ト同一ニ取扱ハル(第一一七條)

瓦斯・電氣・蒸氣ニ關スル罪(第一一八條)
之等ノ物ノ漏出・流出・遮断等ニ依リテ生命・身体・財産ニ危険ヲ與
アル時ハ三年以下ノ懲役又ハ一〇〇円以下ノ罰金(第一一八條一項)、結
果加重犯ニ就キテハ特種定リ(第一一八條二項)

第二章 溢水罪

本罪ハ出水セシメテ浸害ノ結果ヲ生シタルニ依リ成立ス、溢水ノ方法
ハ之ヲ向ハサルモ防水妨害ニ就テハ特別ノ規定アリ、浸害ハ水ノ爲ノ物
ノ効用ヲ減却サレタル事ヲ云フ、判例ハ放火罪ノ燒燬ニ付テハ効用ノ減
却ヲ要件トセサレトモ溢水罪ノ浸害ニ付キテハ之ヲ必要トス、

溢水罪ニ客体ヲ異ニスルニ依リ處分ニ差異アリ、
現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、鑛坑

溢水罪

等ニ対シテハ夫レカ自己ノ所有ニ懸ルト否ト又具体的ニ公共ノ危険ヲ生シタルト否トニ関ラズ死刑・無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處セラルル(第一一九条)

四 夫レ以外ノ物ニ付キテハ具体的ニ公共ノ危険ヲ生シタル事ヲ条件トシ且ツ自己ノ所有物ハ差押ヲ受ケ物権ヲ負担シ質貸シ又ハ保險ニ付シタル場合ニ限り一年乃至十年ノ懲役ニ處セラル(第一二〇条)

防水妨害ニ就キ刑法ハ防水用ノ物ヲ隠匿・損壞スル事ヲ其ノ例トシテ等々、一年乃至十年ノ懲役ナリ(第一二一条)

(一) 水利妨害罪(第一二三条前半)

水利トハ水流ノ利用ヲ意味ス、刑法ハ水利妨害ノ例トシテ堤防ヲ毀壞スル事、水閘ヲ破壊スル事ヲ等々、二年以下ノ懲役禁錮又ハ二〇〇円以下ノ罰金ナリ

(三) 溢水ノ危険ヲ生セシムル罪(第一二三条後段)

刑法ハ溢水罪ニ就キ未遂ヲ罰セサルモ溢水ノ危険ヲ生セシムル行為ヲ特別罪トセルヲ以テ結果ニ於テハ未遂・豫備ヲ罰スルコト、ナルヘシ、

處分前ニ同シ

(四) 失水罪(第一二二条)

客体ヲ異ニスルニ依リ處分ニ差異アル事失火罪ニ於ケルト同シ

第三章 往來妨害罪

一 通路妨害罪(第一二四条)

公衆ノ用ニ供スル陸路・水路・橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ヲ妨害スルニ由リ成立ス、公衆ノ用ニ供スル物タル以上ハ公有タルト私有タルトヲ問ハズ、二年以下ノ懲役又ハ二〇〇円以下ノ罰金ニ處セラル、死傷ノ結果ニ付キ結果加重犯ノ規定アリ

(二) 鐵道・橋梁ノ往來妨害罪(第一二五条)

鐵道又ハ其ノ標識・燈台・浮標ヲ損壞スル手段ニヨリ汽車・電車・船舶ノ往來ヲ危険ナラシムルニ由リ成立ス、向題タル船舶中ニハ傳馬船端艇ヲ含ムカ否カハ疑アルモ一面汽車・電車ニ比シ他面燈台浮標ノ損壞ヲ例示セル点ヨリ見テ所謂船舶ハ斯カル小規模ノ物ヲ含マスト辨ス、二

往來妨害罪

一年以上ノ有期懲役、結果加重犯ニ付キテハ特規アリ（第一二七条）、

(三) 鐵道、艦船顛覆罪（第一二六条）

人ノ現在スル汽車電車、艦船ヲ顛覆破壊スルニ由リ成立ス、無期又ハ三年以上ノ有期懲役ニ處セラル、結果加重犯ハ死刑又ハ無期懲役ナリ、

(四) 以上ノ未遂犯ハ九テ罰セラル（第一二八条）、

過失ニ由ル鐵道、艦船ノ往來妨害罪、
五〇〇円以下ノ罰金（第一二九条一項）、交通ノ業務ニ從事スル者ニ對シテハ三年以上ノ禁錮又ハ一〇〇〇円以下ノ罰金（第一二九条二項）、

第四章 阿片煙ニ關スル罪

(一)

人ノ私生活ハ之ヲ各人ニ任スヘク各自衛生ニ留意シ健康ヲ考フル事ハ自己ニ對スル自己ノ責任ナリ、併シ個人ノ衛生思想ノ缺陷カ延テ社会一般ノ衛生状態ヲ危クスル時ハ法律ハ之ニ干涉スル必要アリ、阿片煙ニ關スル規定ハ如斯理由ニ基ク、阿片煙ノ吸食ハ東洋ノ風習ナリ、刑法ハ此ノ風習ノ侵入ヲ避ケル目的ニテ規定ヲ設ク、

(二) 種類

(イ) 阿片煙ヲ輸入、製造、販賣及販賣ノ目的ニテ之ヲ所持スル罪（第一二六条）六月乃至七年ノ懲役ナリ、

(ロ) 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ或ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持スル罪（第一二七条）三月乃至五年ノ懲役ナリ、

(ハ) 税関官吏カ阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ輸入ヲ許ス罪（第一二八条）一年乃至十年ノ懲役ナリ、

(ニ) 阿片煙吸食ニ關スル罪、分テテニトス、

一、阿片煙ヲ吸食スル罪（第一二九条一項）、三年以下ノ懲役ナリ、

二、阿片煙ヲ吸食スル為メ房屋ヲ供シテ利益ヲ圖ル罪（第一三〇条二項）六月乃至七年ノ懲役ナリ、

(ホ) 阿片煙又ハ其ノ吸食器具ヲ所持スル罪（第一四〇条）、一年以下ノ懲役ナリ、

以上ノ未遂犯ハ九テ罰セラル（第一四一條）、

阿片煙ニ關スル罪

第五章 飲料水ニ関スル罪

一) 浄水ヲ汚穢スル罪

通常ノ飲料浄水ヲ汚穢シテ用フル事能ハサルニ至ラシメタル時ハ六月

以下ノ懲役又ハ三〇円以下ノ罰金ニ處セラル(第一四二条)

水道浄水又ハ水源ヲ汚穢シテ之ヲ用フル事能ハサルニ至ラシメタル時

ハ六月乃至七年ノ懲役ニ處セラル(第一四三条)

二) 健康危害物混入罪

通常ノ飲料浄水ニ対スル時ハ三年以下ノ懲役ニ處セラル(第一四四条)

水道浄水又ハ水源ニ対スル時ハ二年以上ノ有期懲役ナリ(第一四六条前

段) 前者ノ結果加重犯ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從ヒテ處断サルニ適

キサルモ(第一四五条) 後者ノ夫レニ対シテハ死刑、無期又ハ五年以上

ノ有期懲役トス(第一四六条後段)

三) 水道浄水ヲ損壞又ハ壅塞スル罪(第一四七条) 一年乃至十年ノ懲役ナ

第七 国家ノ成立ニ対スル罪
第一章 内乱ニ関スル罪

一) 内乱罪ハ朝憲紊乱ヲ目的トシテ暴動ヲ為スニ依リ成立ス、朝憲紊乱ハ

国家基本制度ニ對スル侵害ナリ、刑法ハ其ノ例トシテ政府ヲ顛覆シ又ハ

邦土ヲ獨獨スル事ヲ挙ク、暴動ハ多衆集合シテ暴行脅迫ヲ加ヘ平和ヲ攪

乱スル行為ナリ、本罪ノ性質上暴動ハ一地方ノ安寧秩序ヲ害スル事ヲ必

要トスルヲ以テ略奪、杖傷、放火等ノ行為ヲ含ムモノト解ス、

二) 本罪モ亦騷擾罪ト同シク行為者ノ地位ヲ異ニスルニ依リ處分ニ差異ヲ

一) 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處セラル

二) 謀議ニ参加シ又ハ群衆ヲ指揮シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ

處セラル

三) 諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年乃至十年ノ禁錮ニ處セラル

四) 不和隨行其他軍ニ暴動ニ参加シタルニ遅キナル者ハ三年以上ノ禁錮

飲料水ニ関スル罪
内乱ニ関スル罪

ニ處セラルル(第七七条一項)、
 (外) 軍ニ暴動以外行為ニ參加シタル者ハ、無期又ハ三年以上懲役ナリ(第七七条二項)、
 内乱罪ノ豫備又ハ、陰謀ヲ為シタル者ハ、一年乃至十年ノ禁錮ニ處セラルル(第七八条)、内乱罪ノ幫助ニ付テハ特規アリ、例ヘハ金銀ヲ支給スル等ノ行為ニ依リ幫助シタル者ハ、七年以下ノ禁錮ニ處セラルル(第七九条)、豫備及幫助ヲ為シタル者ハ、暴動ニ至ラサル 項ニ至ラサル時ニハ刑ヲ免除セラルル(第八〇条)、

第二章 外患ニ関スル罪

一 背叛罪

(イ) 通謀罪(第八一条前段)
 外國ト通謀シテ我國ニ對シ戰爭ヲ開カシムルニ依リ成立ス、本罪ノ既遂ハ戰爭カ開始セルコトヲ要ス、起令ハ死刑ナリ、
 (外) 抗敵罪(第八一条後段)

敵國ニ組シテ我國ニ敵對行為ヲナスニ依リテ成立ス、公然ト敵國ノ軍務ニ服シ我國ニ反抗スル丸エル場合ヲ包含ス、直接ニ兵器ヲ取リテ戰鬥行為ヲナス者ト然ラサル者(例、區區看護婦ノ如キ者)トヲ區別セス、死刑ニ處セラルル、

(外) 敵國幫助罪

之ニ三場合アリ、

- 一、軍事上有用ナル物ヲ敵國ニ交付スル罪、
 要塞、陣營、軍隊、艦船、兵器、彈藥等現ニ軍用ニ供スル物ヲ交付スル場合(第八二条)ト現在ハ軍用ニ供セサルモノ供シ得ル物件例ヘハ現在使用セサル兵器、彈藥等ヲ交付スルトキトヲ區別ス(第八四条)、前者ハ死刑又ハ無期懲役、後者ハ無期懲役又ハ一〇〇〇円以上ノ罰金ニ處セラルル、
- 二、軍事上有用ナル物件例ヘハ要塞、陣營、艦船兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線等ヲ損壞シ又ハ不能ナラシムル罪ニシテ時ニ敵國ヲ利スル目的ニ出テタル事ヲ要ス(第八三条)、死刑又ハ無期懲役ナリ、
 外患ニ関スル罪

三、敵國ニ軍事上ノ利益ヲ共ハヌハ我國ノ軍事上ノ利益ヲ害スル罪ナリ、(第八六条)、二年以上ノ有期懲役ニ處セラル、

(三) 内亂罪

(イ) 自ら内亂ヲ為ス罪(第八五条一項前段)

(ロ) 敵國内亂ヲ幫助スル罪(第八五条一項後段)

(ハ) 軍機漏泄罪(第八五条二項)

何レモ死刑、無期懲役又ハ五年以上ノ懲役ニ處セラル、

以上ノ未遂犯ハ凡テ罰セラル(第八一条)、又豫備内亂ヲ為シタル者ハ

一年乃至十年ノ懲役ニ處セラル(第八八条)

(三) 以上ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行為ニ付キテモ我國ニ對スル行為ト

同様ニ罰セラル(第八九条)

第三章 國交ニ関スル罪

(一) 國家ニ關スル罪ニ付キテハ二ノ立法例アリ、其ノ一ハ相互主義ニシテ

他ハ單独主義ナリ、前者ハ外國ノ法律ニ於テ同一ノ犯罪ヲ規定シ、若シ

場合ニ限リ内國ノ規定ヲ適用スル主義ニシテ後者ハ外國ノ法律ニ同一ノ犯罪ヲ定ムルト否トニ關ラズ内國ノ規定ヲ適用スル主義ナリ、刑法ハ後ノ主義ヲ採ル、

(二) 種類

(イ) 外國ノ君主、大統領、使節、國旗其他ノ國章ニ對スル罪、

我國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役、侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役ナリ

(第九〇条)

我國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ暴行脅迫ヲ加ヘタル者ニ對シテハ三年以下ノ懲役、侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ナリ(第九一条)

外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ニテ其ノ國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、

除^去汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二〇〇円以下ノ罰金ナリ(九二条)

以上ノ各罪ハ凡テ外國ノ政府、被害者ノ請求ヲ起訴条件トス、

(四) 私讞ノ罪(第九三條)

外國ニ對シ私ニ讞争ヲ爲スニ由リ成立ス、又豫備又ハ陰謀ヲ爲スニ由リ成立ス、三月乃至五年ノ禁錮ニ處セラル、自首シタル時ハ其ノ刑ヲ輕免ス、

(三) 局外中立命令違反罪(第九四條)

外國交戦ノ際被政府ノ發スル局外中立命令ニ違反スルニ依リ成立ス、刑法ハ唯刑罰ヲ規定シ構成要件ハ之ヲ中立ニ關スル命令ニ委任ス、所謂白紙刑法又ハ空白刑法ノ一種ナリ、中立命令ハ同時ニ命令違反事項ヲ規定スル場合ト命令違反ノ内容ヲ國際公法ニ讓ル場合アリ、何レニセヨ中立命令無キ時又ハ中立規則ノ内容明ナラサル時ハ國際公法違反ノ行為アルモ本罪トハナラス、三年以下ノ禁錮又ハ一〇〇〇円以下ノ罰金ナリ、

第四章 皇室ニ對スル罪

(一) 本罪ノ内容ハ殺人、傷害、名誉毀損等ニ關スル一般犯罪ノ例外ノ場合ナリカ

客體ノ格別ナル地位ニ在リ通常所謂政治犯ノ一種トセラル、

(二) 客體

天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫、皇族ヲ客體トス、行為

危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスル事及不敬ノ行為之ナリ、處分

(四) 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫ニ對スル危害ノ行為ハ死刑(第七三條)不敬ノ行為ハ三月乃至五年ノ懲役ニ處セラル(第七四條一項)、

(三) 皇族ニ對スル危害ノ行為ハ死刑又ハ無期懲役(第七五條)不敬ノ行為ハ二月乃至四年ノ懲役ナリ(第七六條)、

(二) 神官、皇陵ニ對スル不敬ノ行為ハ皇室ノ尊嚴ヲ害スルモノトシテ 天皇ニ對スル不敬ノ行為ト同一ニ取扱ハル(第七四條二項)、

刑法各論 終り

皇室ニ對スル罪

大正十四年八月十九日發行
大正十四年八月廿四日發行

(並刊各與會)

其靈品

編輯者 東京市小石川区中富坂町四丁目
發行所 東京市小石川区中富坂町四丁目
印刷者 大正洋行
社野村始次
振替東京四三三八番

發行所

東京市小石川区中富坂町四丁目
學生共同刊行會
振替東京五〇五五一番

名簿多張

14
757

14

757

(學生共同刊行會發行)

終

